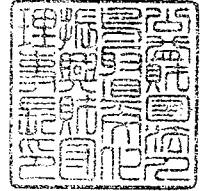




文振財第 380 号
令和 4 年 2 月 25 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県文化振興財団
理事長 三田 清人



令和 4 年度鳥取県立県民文化会館の事業計画書等について

このことについて、平成 31 年 3 月 25 日に締結した鳥取県立県民文化会館の管理運営に関する協定書第 19 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

- 1 鳥取県立県民文化会館の委託業務に関する事業計画書（管理期間：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）
- 2 鳥取県立県民文化会館の委託業務に関する収支計画書（管理期間：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）

【事業計画書】

〔様式2〕

鳥取県立県民文化会館の 委託業務に関する事業計画書

管理期間：令和4年4月～令和5年3月

(令和4年2月25日)

※ 表紙のデザインには、第4期（4本線）においても、文化芸術（アート）の輪により共に繋がりを大切にして鳥取県の文化振興を図りたいとの想いを込めています。

公益財団法人鳥取県文化振興財団

目 次

～はじめに～	1 頁
1 管理運営の基本的な考え方	3 頁
2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	5 頁
【施設の管理運営に関する取組】	5 頁
(1) 利用者へ提供するサービスの向上策	5 頁
(2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組	6 頁
(3) 地域の賑わい創出に向けた取組	8 頁
(4) SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) に関する取組	8 頁
【文化芸術事業に関する取組】	10 頁
(5) 文化芸術団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援を行う仕組みや体制	12 頁
(6) 施設を利用して行う文化芸術事業の事業計画、収支計画、ジャンル構成等 及び	
(7) アウトリーチ活動、文化芸術活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の中長期的な取組方針、事業計画、収支計画等	15 頁
(8) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策	25 頁
(9) 文化芸術情報の発信に関する取組	26 頁
(10) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組	27 頁
2-2 管理の基準	28 頁
(1) 開館時間の設定	28 頁
(2) 休館日の設定	28 頁
(3) 利用料金の設定	28 頁
(4) 利用料金の減免設定	29 頁
(5) 個人情報の保護への対応	31 頁
(6) 情報の公開への対応	32 頁
(7) 新型コロナウイルス感染防止策	33 頁
2-3 施設設備の維持管理業務について	34 頁
(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応	34 頁
(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方	34 頁
(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方	37 頁
(4) 外部委託する業務内容とその考え方	37 頁
(5) 委託先選定方法	38 頁
(6) 委託、工事請負の発注予定	38 頁
(7) 省エネルギー・省資源への取組	40 頁
2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	41 頁
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 (防災) 対策	41 頁
(2) 事故・緊急時の体制・対応	43 頁
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	44 頁
(4) その他	45 頁
2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針	46 頁
2-6 文化芸術事業にかかる自己評価手法	48 頁
3 組織及び職員の配置等	49 頁
(1) 管理運営の組織	49 頁
(2) 職員の職種等	51 頁
(3) 日常の職員配置	53 頁
(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画	53 頁
(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置	54 頁
(6) 文化芸術事業を実施していくために必要な専門職員の配置	54 頁
(7) 人材育成	56 頁
4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	58 頁
5 法人の社会的責任の遂行状況	59 頁
6 資料	60 頁

鳥取県文化振興財団が目指す 鳥取県立県民文化会館の役割



地域の人々が活気溢れる社会、心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

当財団では「地域の人々が活気溢れる社会、心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現」というミッション（使命）のもと、文化芸術に関する各種事業を積極的に推進することにより県民文化の育成と振興を図り、そして県民に広く文化活動の場を提供することにより自主的な活動支援、人と人の交流、地域の活性化を図ってきました。

平成15年10月に公布施行された「**鳥取県文化芸術振興条例**」においては、県民一人一人が文化芸術を実践し、これに親しみ、触れ、これを支えていくことによって「心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に向けた取組を行っていくことが重要」とされており、平成24年6月に公布施行された「**劇場、音楽堂等の活性化に関する法律**」では、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点であるとともに、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。」と明文化されました。加えて、平成29年6月に改正された国の「**文化芸術基本法**」においては、「年齢、障がいの有または経済的な状況にかかわらず全ての人々が文化活動を享受でき、また教育の重要性に鑑み、学校等、文化活動を行う団体、地域の各関連分野における連携、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する」ことが打ち出されています。当財団は、これらの条例、法律をもとに各種事業に取り組んでいます。

また、近年、地域・社会が大きく変容し、文化芸術が地域及び社会における課題を解決する処方箋として社会的効用を発揮するという新たな重要性も増しているなかで、公立文化施設が果たすべき役割は、ますます重要になっています。とりわけ、新型コロナウイルスは、現在も日常生活や催事等に多くの影響を及ぼしていますが、この新型コロナ禍においてリアルな文化芸術のもつ大きな効用が改めて認識されたことは、文化芸術に携わるものにとって大きな道標となるものであり、万全な感染防止対策を行いながら地域に文化芸術を届けていくことが重要です。

当財団は、改めて公立文化施設の役割を明確にし、その機能である「文化権の保障・文化芸術の振興・地域コミュニティの拠点・経済的貢献」を再認識し、その機能を十分に発揮するよう各種事業を展開していきたいと考えています。

以上を踏まえ、県民文化会館は、本県の未来と次世代のため鳥取県における地域創生の拠点施設として、事業目的の明確化及び効果的な事業立案・実施を行うことに加え、SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）の概念のもとアウトリーチの効果を十分に発揮し、社会包摂（共に支えあう社会を作る）につながる実演芸術などを積極的に推進し、**地域社会の健全化、活性化を図り、地域の人々が活気溢れる社会及び心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現**を目指します。

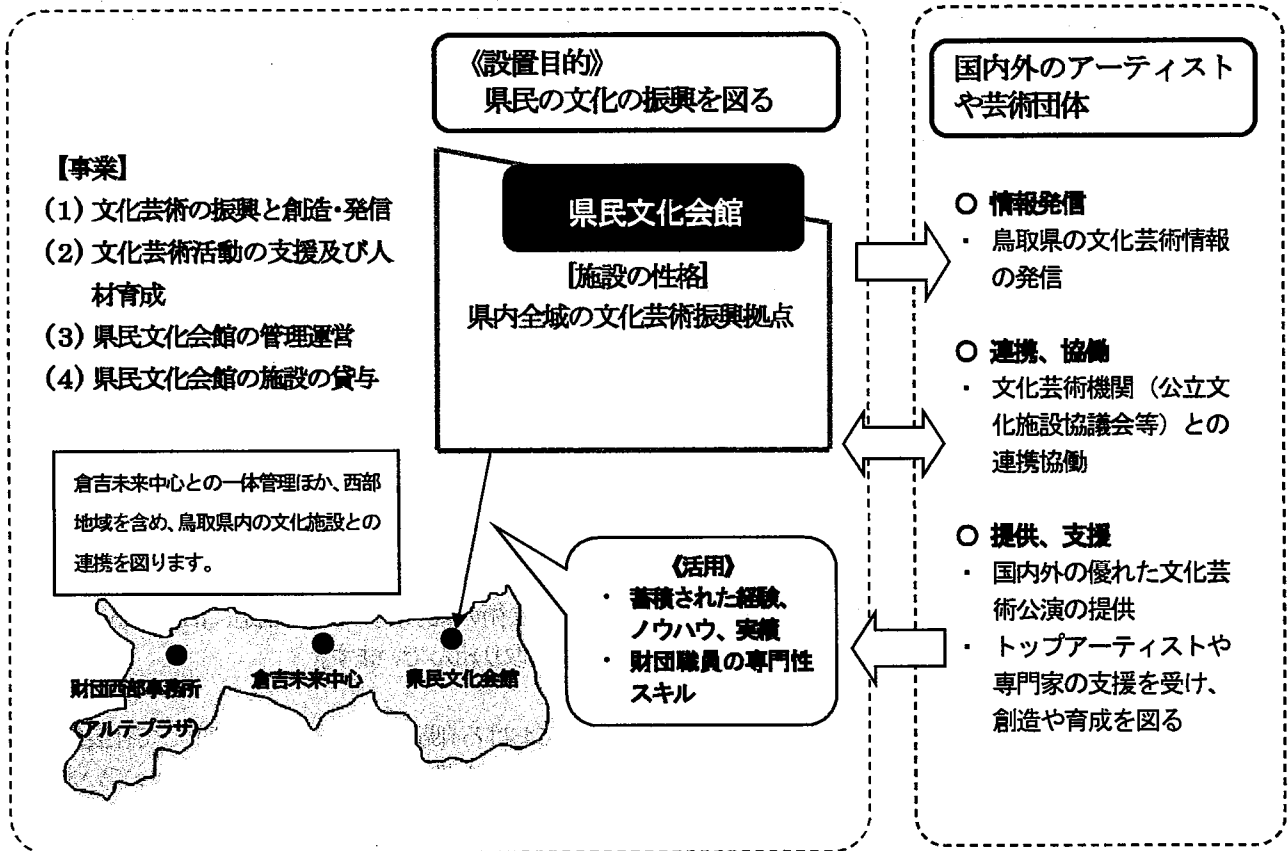
令和4年2月

公益財団法人鳥取県文化振興財団

(公財)鳥取県文化振興財団が目指す県民文化会館の役割図

心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活及び個性豊かな活力ある社会の実現

<県民文化会館の役割>



公益財団法人 鳥取県文化振興財団

《目的》

- ・ 県民文化の育成と振興
- ・ 文化活動の場の提供
- ・ 自主的な活動の支援
- ・ 人と人との交流と地域の活性化

《目的達成のために行う事業》

- ・ 文化芸術の振興、創造及び鑑賞普及
- ・ 文化芸術活動の支援、人材育成
- ・ 文化芸術に関する情報の収集と発信
- ・ 文化芸術の振興に関する事業の受託
- ・ 文化の振興及び交流のための施設の管理運営

1 管理運営の基本的な考え方

(公財)鳥取県文化振興財団は、平成5年から鳥取県立県民文化会館(以下「会館」という。)を管理運営するとともに、さまざまな文化振興事業を行い、県民の皆様へ文化的公共サービスを提供してきました。この28年間に蓄積された経験やノウハウ、成果を活かし、専門的技術に裏打ちされた文化芸術のプロ集団として、今後も組織や運営の継続的な改革を着実に実施しながら、「鳥取県の文化拠点施設」として会館が担う文化的、経済的、社会的な役割を十全に発揮する管理運営に努めます。

また、これまでの管理運営を通していただいた利用者等のご意見・ご要望を踏まえ、「また利用したいと感じる魅力ある施設づくり」に努め、「利用者等の視点に立った質の高いサービス」を提供し、「安心・安全・公平」な施設運営を行います。そして新たな取組として、まちづくり、地域活性化の観点を取り入れた施設運営も図ります。

【県民文化会館】

- ① 県民すべてが平等に文化芸術を鑑賞できる環境づくりに努めます。
- ② 利用者等のニーズに合ったサービスの提供に努めます。
- ③ 安心・安全を最優先にした公平なサービスの提供に努めます。

(1) 管理運営業務の基本方針

全ての利用者の安心・安全・公平な利用機会の確保を基本とし、そのための対応として重点項目を設定し、実践します。

《重点項目》

ア 利用者・来館者の安心・安全 **イ 利用者(県民)目線** **ウ 法令の遵守** **エ 効率的な施設運営**

ア 利用者・来館者の安心・安全の取組

- 定期点検、日常点検を実施します。(専門業者による設備等の保守点検、自己点検等)
- 県との連携による施設・設備等の実情に合わせた改修・更新と、事前保全、予防保全の観点等からの長寿命化への取組を行います。
- 大規模防災訓練、各種訓練等を実施します。
(地震対応、消防避難等の実地訓練、危機管理マニュアルの検証・整備等)
- 新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を基本とし、(公社)全国公立文化施設協会の「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえて策定した当財団の『新型コロナウイルス感染症対策行動計画』により徹底した防止対策を講じます。
- 救急搬送、除雪等についても適時対応します。

イ 利用者(県民)目線の取組

- 新たな施設利用者へのサービス向上策の導入を図ります。
- レストラン運営、自販機設置等必要に応じたサービスを実施します。
- 利用者等の要望把握と、その速やかで臨機応変な対応に努めます。
- 設備等の継続したバリアフリー化のほか、手話通訳者等を介したバリアフリー化への対応を図ります。
- ホームページの適宜バージョンアップ、情報誌アルテの活用、情報公開等の情報発信を行います。
- 施設の特性を活かした利用促進事業等を実施します。

ウ 法令遵守に基づく取組

- 施設・設備の適切な管理に努めます。(法定点検等)
- 法改正に対しても速やかな対応に努めます。(労働関係法令等)

- セキュリティ対策に努めます。
- 計画的な研修会の実施、外部研修等への積極的参加による継続的な専門人材の育成を図ります。

エ 効率的な施設運営の取組

- 施設・設備の維持管理に係る経常的費用の軽減に努めます。(保守点検等業務の業務一括複数年契約、2館一括複数年契約の継続導入、契約電力の見直し、節電等)
- 環境への配慮の観点からの経常的費用の軽減に努めます。

オ その他の主な取組

- 鳥取県産業振興条例(県内業者発注)、障がい者優先調達推進法、施設利用料の減免(障がい者減免、学校減免等)等の県施策を管理運営へ反映します。
- (公社)全国公立文化施設協会、(公社)全国公立文化施設協会中四国支部、鳥取県文化施設協議会等を通じてネットワークづくり、情報収集等を図ります。

(2) 文化芸術事業の基本方針

県民が文化芸術に親しみ、参加していただくための対応として重点項目を設定し、その実現のための各種取組を実践します。

〈重点項目〉

ア 国内外の質の高い舞台公演の鑑賞の提供(観る) イ 文化芸術に触れる機会の提供(触れる)
ウ 若者の育成及び参画(育てる) エ 情報の発信と伝統文化の伝承(伝える) オ 新しい文化芸術の創造(創る)

ア 国内外の質の高い舞台公演の鑑賞の提供の取組

- 国内外の芸術性の高い公演を実施することで、県民文化の向上を図ります。(鑑賞公演6本程度)
- 特別共催事業(マスコミ・一般)、県内文化施設等との各種共催事業を実施します。
- 官民の各種助成金の積極的な獲得による安価なチケット提供に努めます。

イ 文化芸術に触れる機会の提供の取組

- 財団の県内3窓口並びに急速に進むインターネットを更に活用し一層のサービス向上を図ります。
- 親子、若者層～高齢者をターゲットにした幅広い層の県民が鑑賞しやすい自主事業を実施します。
- 年齢、障がいの有無、経済的な理由等に関わらず県民すべてが文化芸術を鑑賞できる環境整備を図ります。

ウ 若者の育成及び参画の取組

- 鑑賞公演時に連動した学生向けクリニックを実施します。
- NHK交響楽団監修による若手音楽家の育成につながる事業を実施します。
- 「とっつりの芸術宅配便事業」、「鳥取県青少年郷土芸能の祭典」を継続実施します。
- 財団、関係者、活動者等3者間において情報共有ネットワークの構築を図ります。
- 財団職員の専門性向上のため継続的に研修等に参加します。
- 地域や施設の特性を活かした事業を実施します。

エ 新しい文化芸術の創造の取組

- 財団企画による創造的で高質な「プロデュース公演」を実施します。
- 我が国古来の古典芸能を、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていくことを目的とした事業を実施します。
- 鳥取県の優秀な人材を活用した事業を県内市町村で展開し地域の活性化に繋がります。

2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

【施設の管理運営に関する取組】

(1) 利用者へ提供するサービスの向上策

何度でも訪れたいと感じる魅力ある施設、また訪れたい街として、来館された皆様の心に残る対応を心がけるとともに、利用者及び来館者（以下「利用者等」という。）の目線に沿った、優しい施設づくりを目指します。加えて、利用者等が楽しく集える環境を創出し、地域に開かれた空間づくりを行います。

ア サービスの向上策

(ア) 地域に開かれた、誰もが気軽に文化芸術に触れられる空間づくり

(フリースペース・屋外スペース、ギャラリー活用の推進)

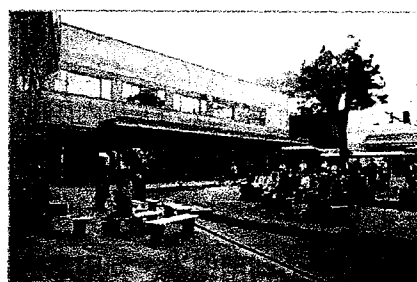
- a フリースペース、ギャラリー、屋外スペースを文化芸術活動やイベントで人が集い、楽しく過ごせる空間として地域の皆様が自由な発想で活用できるよう、会議室等他施設の利用団体との調整を図りながら誰もが文化芸術に触れることができ憩うことができる開かれた空間づくりを進めます。
- b より多くの地域の皆様が憩いの場として安全に楽しく過ごせるよう、屋外スペースの環境整備を進めます。
- c フリースペース、屋外スペース、ギャラリー等の利用例をホームページ等で紹介し（利用者の許可を得たもののみ）、利用される方にイベント開催へ向けて、これまでの経験を生かしたアドバイスを行います。



【ギャラリーの活用】



【屋外スペースの活用】



(イ) 様々な来館者の目線に沿った、優しい施設づくり

- a 誰もが安心してくつろげる施設づくりを目指して、ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化に取り組みます。
- b 障がいがある方でも安心して来館できるように、ハートフル駐車場の案内と活用を進めます。
- c 安全衛生委員会による館内外の点検・整備、TEAS活動による整美を行い、心地よい環境を整えます。



【筆談ボード・老眼鏡・利用者案内チラシ】

(ウ) 文化活動者（利用者）のサポート

- a コミュニティ掲示板にメンバー募集等の情報を掲示するなど、活動者のネットワークづくりを支援します。
- b ポスター掲示・チラシ配架を刷新し、より分かりやすく県民の皆様に活動者の皆様の公演情報をお知らせします。
- c 発表の場、活動の場を求めている活動者に、ホール1階席のみの利用、楽屋のみの利用について、ホームページ等でご案内します。
- d 梨花ホールの閑散期に「ピアノ練習割引プラン」の料金設定を設け、活動者のホール利用を促進します。

(エ) 訪れた方の心に残る管理運営（おもてなしの心等の接客研修・ユニバーサルデザイン研修の実施）

- a サービス向上、利用促進のためには、職員の接客意識、技術の向上は不可欠です。定期的に専門家による接客研修を開催し、知識と技術を習得するとともに、職員のポジションに応じた外部研修等に参加する機会を積極的に設けます。また、日常業務の中で利用者等からいただく声を真摯に受け止め、利用者等のニーズに沿ったサービスを提供できるよう職員間で知識・技術の共有に努めます。
- b 障がい者、高齢者等来館される方の視点に立った研修を実施します。
- c 施設利用者や来館される方へ、より正確な当館の情報や魅力を伝えることができるよう、舞台設備に関する知識、公演に関する知識習得のための研修を実施します。

(オ) 来館者の安心・安全の確保

- a 全ての利用者等が安心して来館、利用できるように、施設、設備の点検、衛生面の向上に努めます。
- b 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一層の徹底及び施設利用者の安心・安全確保のため、利用時間を閉館時間の30分前の21時30分までとします。

(カ) 飲食等施設の運営

飲食等施設の運営については、3館利用者（県民文化会館、図書館、公文書館）の飲食物の提供にとどまらず、学生、親子、地域の方が憩い集えるカフェスペースとして、利便性の向上に加え3館連携事業による賑わいづくりへの活用を目指した運営を進めます。

- a 来館者のニーズに沿った多種類のメニューの提供
- b 会館の公演等と連動した営業時間の延長
- c 会館利用者のニーズに応じたテイクアウトメニューの提供
- d さまざまなイベントに応じた飲食サービスの提供
- e 季節等に合わせた店内装飾
- f 来館者のニーズに応じた室内環境整備

(2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組

利用者等からいただいたご意見、ご要望を大切に、これまで様々なサービス・改善を行ってきました。

現在行っているサービスは、状況の変化に合わせて内容を見直しながら継続するとともに、今後もより満足度の高い施設を目指し、利用者等の視点に立ったサービス改革に取り組みます。これにより、新規利用から継続利用へと重層的に繋げ、利用率向上と利用料収入の増加を図ります。

ア 施設の利用促進

(ア) ホームページの活用

- a 施設利用に関する様々な情報及び設備機器等の改修、修繕工事等、最新情報を適宜ホームページに掲載します。
- b 施設の空き状況公開、ホールの座席表、施設の平面図、ホール利用のご案内（イベントごとの利用料金）、各種申請書（書き方サンプル付き）等をホームページから入手できるようにします。
- c 平成27年度からホームページをスマートフォン対応にリニューアルし、利便性の向上を図りましたが、引き続き時代のニーズを捉えながら、デザイン等を工夫するとともに、掲載内容の充実、利便性の向上に努めます。

(イ) 鳥取県文化振興財団情報誌「アルテ」、サービス案内チラシの活用

- a 情報誌「アルテ」のインフォメーションコーナーに施設・設備の最新情報や、便利な情報、お得な情報を掲載し、県民の皆様へ適切な情報を提供します。
- b イベントごとの利用料金を分かりやすくしたパンフレット「ホール利用のご案内」、その他「サービス案内チラシ」を活用し、実施しているサービス等の周知を図ります。

(ウ) 営業活動

- a 施設利用状況の把握・分析を行いつつ、県・市町村等の行政機関、文化芸術団体等への働きかけや情報交換等により連携を強化するとともに、マスコミ、プロモーター等へホールの空き状況の情報提供を行うなど、積極的な営業活動を展開します。
- b ホール、飲食等施設（レストラン）のリニューアルによる利便性と機能の向上を活かした営業活動を行います。ホールの音響・照明の改良、耐震性・換気機能の向上、ペアシートの導入等、及び飲食等施設の「賑わいの創造カフェ」としての機能を当館の魅力として発信するとともに、利用促進ツールとして活用し、従来の利用者については当館の顧客としてリピーター確保、また新たな顧客創出として新規利用者の獲得を図ります。
- c 他の文化施設の利用実態を調査・分析し、改良すべき誘客（営業）方法があるか引き続き検討します。

(エ) 県内各種イベントのチケット取扱及びポスターの掲示

プレイガイドとして、県内で開催される各種イベントのチケットを取り扱い、県内で開催される様々な最新情報を提供します。また、チケット販売システムの導入により、財団主催事業においては、インターネットでのチケット購入、コンビニでのチケット発券を可能とし、さらに、購入時のクレジット決済システムを導入して、利便性向上による利用促進を図っています。

イ 利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組

利用者の方がより高い満足度を得られるサービスを提供し、継続利用へとつなげることにより、利用率向上と利用料収入の増加を図ります。

(ア) 継続して実施する主なサービス

予約申込	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術事業でホール、イベントホール（展示室）を利用する場合は、13ヵ月前に抽選予約を受付 ○ ホールの予約受付期間終了後、文化活動での楽屋の利用を受付 ○ 施設利用状況（空き状況）のネットによる公開 ○ 利用変更手続きのスマート化 ○ 利用辞退に伴うキャンセル料の負担を軽減 ○ 利用申込み受付時間の変更 ○ 会議準備室の単独貸出
割引制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 梨花ホールの1階席のみの利用割引 ○ 会議室に営利目的での利用料金を設定 ○ 梨花ホール4月・5月の午前・午後区分にピアノ練習割引プランを設定
その他カスタマーサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子、ベビーカー、子ども用シートクッション、子ども用踏み台、ひざ掛け、加湿器等の貸出し（無料） ○ Wi-Fiスポット整備（フリースペース） ○ 携帯電話等充電器設置（200円/30分） ○ コイン式コピー機設置（カラーコピー：30円/枚、モノクロコピー：10円/枚） ○ ファクシミリ送受信サービス（送信：20円/枚、受信：10円/枚） ○ Wi-Fiスポット増設（会議室、リハーサル室、練習室等） ○ 新たな施設利用備品の増設（検温器、表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ） ○ 持ち込み電気機器の料金設定変更（1Kw未満電気代無料）

(イ) 新たなサービスの導入・改善

a 利用申込手続きのオンライン化

利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として非対面による受付業務推進のため、施設利用に関する手続きを施設の空き状況照会から、利用申込、利用料支払いまで利用者がインターネットを利用して24時間行えるシステム導入します。なお、インターネット予約の積極的な利用促進と、非対面による感染症対策推進のため、窓口及び電話による施設予約受付時間を短縮します。併せて、インターネット予約による予約受付体制の効率化により空いた時間を活用し、施設利用に関する打合せ及び相談体制の強化を図ります。

【受付時間】インターネット予約：24時間対応
電話・窓口予約：9時～18時

b ホールの舞台芸術利用優先受付期間の拡大

ホールの特性を最大限に生かし、かつ日時及び施設等について早期確定が必要な国際的水準の舞台芸術公演については、一般受付（12ヶ月前）やホールの文化芸術事業利用の抽選申込（13ヶ月前）より優先的に受付します。

c 会議室の営利目的利用申し込み受付期間の拡大

会議室の利用申込受付は、一般利用は1年前から、営利目的利用は6ヶ月前からとしていましたが、この利用申込受付の格差をなくすことにより、より公平な利用サービスを行います。

d 第3会議室にモニター設置

オンライン会議の普及に伴い、円卓の配席でも映像が見やすい机上モニターを各席に設置し、利用者の利便性の向上を図ります。

e 第5・6会議室の完全分室化

利用希望が多い第5・6会議室の間の防音仕切りパネルを防音壁に改修し、完全分室化することで、同時間帯にそれぞれ個別での利用が可能となり、利用促進及び利用料収入増を図ります。

f 月曜日の臨時休館

開館から29年目を迎え、建物、設備・備品の老朽化に伴う不具合が増えてきていることから、利用が入っていない月曜日を引き続き臨時休館日とし、施設、設備、備品等の点検・修繕を行うことで、突発的な不具合や事故を未然に防ぎます。また、今後は利用者への安全・安心と催事の安定実施をより一層担保できるよう毎週月曜日を休館日とするものの検討を進めます。

g 駐車場に係る料金体系の設定

県民文化会館、公文書館、図書館の施設利用者が駐車場を円滑に利用できるよう、駐車場に係る料金体系の設定について引き続き検討を進めます。

(3) 地域の賑わい創出に向けた取組

まちづくりや地域活性化を進めていくには、行政、周辺施設、地域の住民等多くの関係者の連携と協力が必要不可欠です。会館は、第3期に構築した**多様なネットワークと敷地内施設との協働**を通して、文化施設としての特性を活かした事業に取り組みます。また県からの補助事業「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）」も今まで以上に参加者、文化活動者が積極的に参加できる環境を整え、各種事業により**会館周辺地域がますます活性化されるよう**に事業展開したいと考えています。

ア 県民文化会館周辺にぎわい事業

会館周辺の施設等と連携・協働し、人が集うことを目的に実施します。

(ア) 財団支援者等との実演芸術交流

(イ) 図書館、公文書館、県民文化会館他事業との連携企画
(カフェ施設コンサート等)



【絵本と音楽のコンサート】

イ アートSQUARE夢空間

会館が地域にとって身近で親しみやすい施設となることを目的とし、施設の特性を活かしながら誰もが芸術文化に親しむ環境を生み出していくため、県民文化会館フリースペース等を利用し、気軽に様々なジャンルを鑑賞できる場の提供をするとともに、親子で気軽に鑑賞できる小規模公演等を実施します。



【アート SQUARE 夢空間 vol. 31】

ウ ホール探検ツアー

ホールや舞台芸術への関心・意欲の醸成を図ることを目的として、親子や若年層を対象としたホール探検ツアーを実施し、普段は見ることや立ち入ることの出来ない各種の舞台装置や機材の操作体験、会館や舞台芸術を下支える裏方スタッフの役割などの解説等を行います。



【ホール探検ツアー2021】

エ みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート

舞台芸術への関心や意欲を向上することを目的として、会館が保有している3種のグランドピアノを活用してそれぞれの特色や魅力を感じる参加・体験型の事業を実施し、専門家による説明に加えミニコンサートを行い、生の舞台芸術に触れる機会を設けます。



【みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート】

オ 鳥取県からの補助事業「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）事務局業務」

鳥取県からの移管を受け、引き続き「とりアート事業」の円滑な運営を行いながら、「県内の文化芸術活動の裾野拡大」「頂点の伸長」「人材育成」という目的達成に向けて、県民の皆様とともに取り組んでいます。令和4年度以降においても、実行委員会事務局及び東部地区・中部地区・西部地区委員会事務局運営を行い、財団職員がアートマネージャーや委員の後見役となり、アートマネジメントの手法を伝播させ、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を広げていきます。

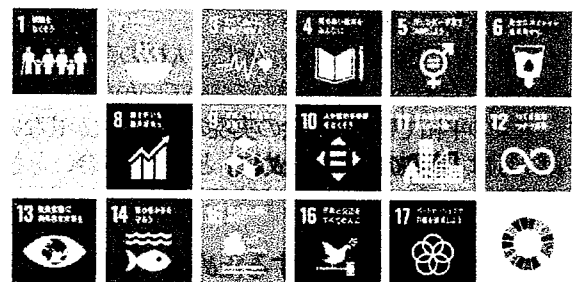


(4) SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) に関する取組

平成27年9月に国連で採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」の推進に向けて、17の目標それぞれの視点を反映した、持続可能な管理運営に努めるものとします。

また、SDGsの目標は相互に関連していることから、関係団体と連携・協力し文化芸術の力で「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、平和と公正など、グローバルな諸課題の解決に向けて様々な取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【17のSDGsアイコン】

【具体的な取組項目】

SDGs 17の目標のうち、次の項目について具体的な取組を検討します。

<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>誰もが実演芸術に触れる機会の提供 (子ども向けワークショップ等)</p>	<p>性別に関わらず全ての人が平等に協働し創る実演芸術</p>	<p>アーティストやスタッフが一般に認められる職業として成り立つ社会の実現へ</p>	<p>公演のチラシやチケット、パンフレットなど広報物のデジタル化へ</p>	<p>文化芸術を通じた地域の発展</p>	<p>舞台美術や衣装製作など環境に配慮し思いやる社会へ</p>	<p>市町村・文化団体等と連携した事業実施による持続可能な地域の発展</p>

【文化芸術事業に関する取組】

■《文化芸術実施の基本的考え》

当財団は、文化芸術によって、人を、暮らしを、街を豊かにし、誇りある郷土を構築するため、会館を拠点として、県民の皆様
に国内外の質の高い舞台公演の鑑賞機会を提供し、県民文化の向上と、文化芸術愛好者の拡大に努めてきました。

また、地域文化振興の意義を認識し、地域特性に配慮しながら鳥取県オリジナルの創造的な舞台芸術作品の企画・プロデュース
やアウトリーチ活動を通じて、文化芸術活動者・次代を担う若者の育成と文化芸術への参画を推進してきました。

当財団が考える文化芸術振興の考え方の重要な要素は「人づくり」、すなわち“人財育成”であると考えています。

そして、そのために必要なことは、地域や社会における“Face to Face”の“コミュニティ”の構築にあります。第4
期は、これまで財団が培ってきた実績や人と人の繋がりを大切にしつつ、第3期の事業を発展的に実践していきたいと
考えています。

■《第4期指定管理における文化芸術事業の基本方針》

第4期指定管理（令和元～5年度／5年間）における文化芸術事業の基本方針

これまでの成果や実績、そして課題を踏まえ、公益財団法人として掲げた目的（使命/ミッション）である、『県民文化の振興
（会館の設置目的）』及び『心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与する』を達成するため、中・長期的な視点から第
4期指定管理における文化芸術事業の基本方針を定め、文化芸術事業を推進します。

●文化芸術事業推進コンセプト

ARTS FOR EVERYONE

～アートでつながる、心うるおう、未来のために～

第3期において、「ARTS FOR EVERYONE ～アートでつながる、心うるおう～」という事業推進コンセプトを軸に、様々な事業を
推進してきました。

“ARTS FOR EVERYONE”は「アートはみんなのために」という考えをもとに、平成21年度からの中核的なコンセプトとして掲
げてまいりました。これは「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」等で近年述べられている“社会包摂”（ソーシャルインクル
ージョン）の考え方にも通ずるところもあり、この考え方は継続していきます。

“アートでつながる、心うるおう”は第3期の事業推進コンセプトの基本的な考え方で、「人」「団体」が文化芸術を通して繋が
り、心が豊かになっていくことを表しています。この考えは、当財団のミッションを強く象徴するものであり、劇場を管理・運営
する財団として、劇場が県民の交流の場となり、そしてアート（文化芸術）をとおして心豊かで潤いと活力に満ちた県民の生活
を実現するものと捉えています。

これらの目標を実現するために、人材の育成は欠かすことができません。いうまでもなく、人材の育成は、1年や2年で達成で
きるものではなく、中長期的に進めていかなければなりません。

未来の平和で豊かな社会の実現のために欠かせない人材は、まさに今の「子どもたち」、「青少年」の世代であります。そこで、
第4期は「鳥取の未来のために」という意味合いをさらに加え、5年間という一定期間に留まらない、未来を見据えた事業を推進
するコンセプトとしています。

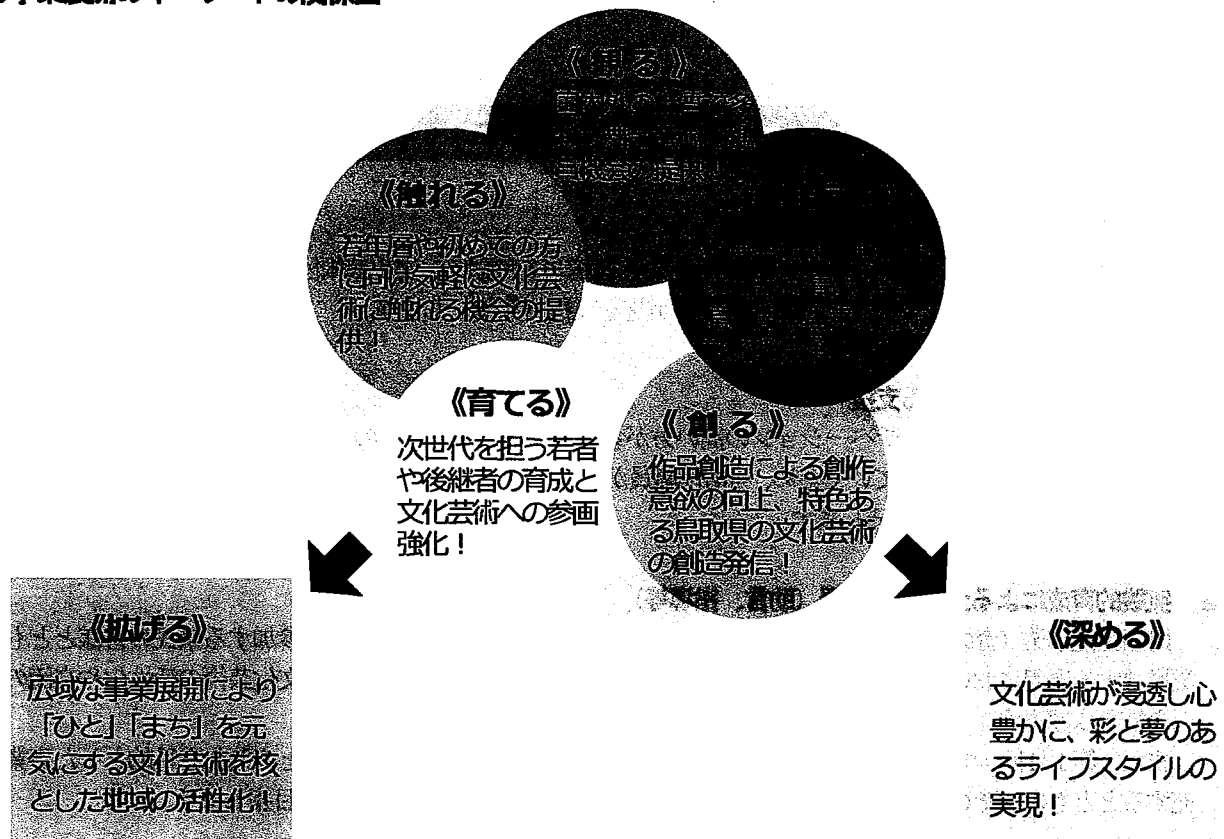
●コンセプトを推進するための「事業指針」

- ① 劇場を中心とした地域コミュニティの構築と強化を図る事業
- ② 国内外の質の高い舞台公演鑑賞の機会を提供する事業
- ③ 文化活動者との協働による、創造的で企画性の高い事業
- ④ 子どもや青少年が気軽に楽しむことができる鑑賞や体験の機会を提供する事業
- ⑤ 年齢や障がいの有無、又は経済的な理由いかんにかかわらず、文化芸術の裾野の拡大を図る事業
- ⑥ 地域や施設の特性を活かして鳥取県の人材を育成・養成し、活用・県外に発信する事業
- ⑦ 地域文化・伝統芸能を継承する事業
- ⑧ 県内外の施設その他の関連機関と連携した事業
- ⑨ 文化芸術に関する情報を県民に広く発信する事業
- ⑩ 鳥取県の文化芸術の発展・交流に寄与する事業
- ⑪ 地域の振興、にぎわい創出に寄与する事業

○事業展開のキーワード

キーワード	観る	“県民文化会館”“倉吉未来中心”をはじめ、県内ホールの特性を活かし、地域のニーズも考慮した公演を選定し届けます。観て、聴いて、全身で共鳴する感動体験が、県民の皆様の潤いある生活を生み出します。
	触れる	芸術に触れる、体験する、感動する…そんな機会を、子どもたちへ届けます。「とつとりの芸術宅配便」事業では、鳥取で活躍するアーティストが、観る・聴くだけでなく、芸術そのものを体感するチャンスを提供します。
	創る	鳥取県の文化芸術を支え続けるには若年層（中学生や高校生）や若いアーティストの育成が重要です。“育てる”とは1年や2年で完結するものではありません。中長期的な事業計画による育成を図ります。
	伝える	県民の皆様との関わりを大切にし、トッププロのサポートを受けながら、ともに舞台創造作品を創り続けています。人と人がつながり、創造することで生まれるものは作品だけではありません。“感動”そして“夢”が生まれます。
		県内の文化芸術情報や地域で活動する文化芸術活動者、中央で自己研鑽に励む鳥取出身のアーティストの情報を広く県民に届けます。また、文化芸術が生活の中で身近なものとなるよう、事業推進ミッション「ARTS FOR EVERYONE」の達成に向けた事業を展開します。併せて、伝承文化の継承、次世代の継承者の育成等の重要性を鑑み、育て、未来へ伝えていくことを大切にします。
	拡げる	鳥取県文化振興財団はこれまで、数多くの国内外の優れた舞台作品を県民へ届けてきました。また、鳥取発のプロデュース事業、次世代育成事業を併せて推進してきました。今後、それらの事業が相乗的にすすめられ、県民の生活に浸透するよう深めます。平成29年に改正された文化芸術基本法。そこには文化芸術をそれだけの振興にとどめることなく、観光、まちづくり、国際交流など、異業種との交流・連携がうたわれています。地域が賑わい、活性化し、人々の心が豊かになるための拡散を求めています。

○事業展開のキーワードの関係図



○推進事業の区分と目的

鑑賞・普及事業	オーケストラ、バレエ、オペラなど国内外の芸術性の高いもの、歌舞伎、能、狂言、文楽など日本古来から継承される伝統芸能、その他幅広いジャンルの舞台公演等を提供します。 将来の文化芸術の担い手としての鑑賞者、活動者の拡大を目的とした鑑賞・体験事業を実施します。
創造事業	特色ある地域の文化芸術を創造する事業で、国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、県民が主体的に参加する事業を行います。 本事業のみで完結することなく、発信、育成、普及事業等への発展型へと繋げていきます。
育成事業	鳥取県の未来の文化芸術の振興を担う若手活動者や若年層を対象に、音楽や演劇などのジャンルにおいて、裾野の拡大、レベルアップ、コミュニケーション力の向上を目的に実施します。将来的なネットワーク作りなどの環境整備構築へと繋げていきます。また、鳥取の優れた郷土芸能の伝承を図ることを目的とした事業、我が国古来の古典芸能が将来にわたって確実に継承され、発展していくことを目的とした事業を実施します。中長期的なプランで推進する事業となります。
発信事業	県内における多彩な文化芸術情報を効率的に収集するとともに、情報を発信します。文化芸術情報サイトの運営、情報誌の発行、各種チケット販売、看板の掲示、広告等を効果的に実施します。各種メディアとの連携も図ります。

(5) 文化芸術団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援を行う仕組みや体制

○文化芸術に関する専門知識を有する職員による助言・支援の考え方

当財団では、平成15年度より財団職員のアートマネジメント力の向上と意識改革を目的にアートマネジメント研修会を継続的に行っています。また、(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する各種研修会にも積極的に参加し、**専門性の習得**を図ってきました。研修会に参加することにより、県外の公立文化施設職員との交流を通じた学習も深まり、人材のネットワークも拡大してきました。

このような研修や事業実施による実践的育成(OJT)の結果、優秀な人材が財団内に生まれてきました。その成果を踏まえ、今後、その技術やアートマネジメント力を文化芸術団体や個人の文化芸術活動者に対して、次のとおり実践します。

ア 専門知識を有する企画職員による助言と支援

(ア) 相談窓口の設置

気軽に企画制作の支援(相談、助言、指導等)ができる窓口を開設し、文化芸術団体等が行う催事等の企画立案・広報・運営に関する相談に応じて、円滑な事業の実施を支援(無償)します。

(イ) 文化芸術活動者に対する支援

当財団の主催事業には、モチベーションの高い方が多く参加されます。この人材を将来鳥取県の財産として育成し、県内での活動の場を広げていくため、当財団職員が今まで培ってきたアートマネジメントのノウハウと作品創造の専門技術を地域社会に還元します。

a 実践的育成による企画制作支援(助言、指導等)

財団主催事業(育成・創造事業)や「とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)」に参加する県民の皆様とともに事業推進する過程において、アートマネジメントの概念や手法を伝播させ、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。

また、第14回全国障がい者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者と健常者との共生を目的とした事業を拡充するとともに、その政策立案ができる人材育成にウェイトを置いた事業展開を目指します。

b アートマネジメント力向上に役立つ情報の提供

舞台芸術作品の制作には、企画立案・運営、経営（予算管理・経理事務）、舞台技術に関する専門的業務の向上が不可欠です。助成金情報、企画立案、広報、契約、経理事務、リスクマネジメント、障がい者との舞台制作などの情報（図書、資料等）を提供します。

(ウ) 教育機関連携事業（実習）

県内の大学生を対象に、教育機関と連携を図りながら、公演制作業務の現場の声を活かしたアートマネジメント座学や舞台技術体験を実施します。

イ アートマネジメント関連図書の間覧

(ア) 図書の積極的活用

広く県民の方に、アートマネジメント能力の向上とレベルアップに役立てていただくとともに、県内文化芸術の振興の一翼を担う文化施設職員のマネジメント能力向上のため、会館が保有（会館応接室に所蔵）するアートマネジメント関連図書の利用を積極的に提供します。

(イ) 対象者

県民、県内文化施設職員及び文化振興財団職員

(ウ) 図書の種類

- | | | |
|---|---|---|
| ・アートマネジメントに関する図書
・舞台芸術ジャンル別専門書
・舞台技術に関する専門書
・その他文化芸術に関する図書 | } | 【ジャンル別図書内容（一例）】
●法律、文化政策・アートマネジメント、ボランティア、企業向け 等
●広報・マーケティング、アトリーチ、ワークショップ、表現教育 等
●音楽、演劇、古典芸能 等
●舞台技術、その他芸術ジャンル 等 |
|---|---|---|

○舞台技術に関する専門知識を有する職員による助言・支援の考え方

蓄積した舞台技術経験やノウハウを県内の文化芸術活動発展のため、施設利用者や文化芸術団体、アマチュア活動者等はもとより、文化・教育に係る行政機関や施設を対象に、技術資料の提供やアドバイス・助言を行うと共に、文化芸術団体や教育機関とも連携しながら、技能や知識習得の機会を設け、将来につながる人材と地域の文化芸術活動の継続・発展に努めます。

ア 専門知識を有する舞台技術職員による助言と支援

(ア) 舞台づくり相談窓口の設置

舞台づくりに関する疑問や不明な点について、いつでも相談ができる窓口を事務所内に開設しており、施設ご利用時の技術的内容について、提案やアドバイスを通じてサポートします。

(イ) 利用者への積極的なサポート

施設のご利用に際しては、安全、安心はもとより、文化団体等のイベント開催計画について、円滑に催事を開催していただけるように、施設の設備・機構を熟知した舞台技術職員が、プランづくりからオペレートに至るまで、助言、指導等積極的なサポートを行います。

(ウ) 文化芸術活動者に対する支援について

地域の文化芸術団体・アマチュア団体・公共団体等が会館以外（県内各地）で、文化芸術公演や発表会を開催される場合には、日程調整の上、舞台技術（照明・音響など）・演出等に関する助言・指導等の技術支援を行います。

(エ) 県内文化施設及び教育、行政機関に対する支援について

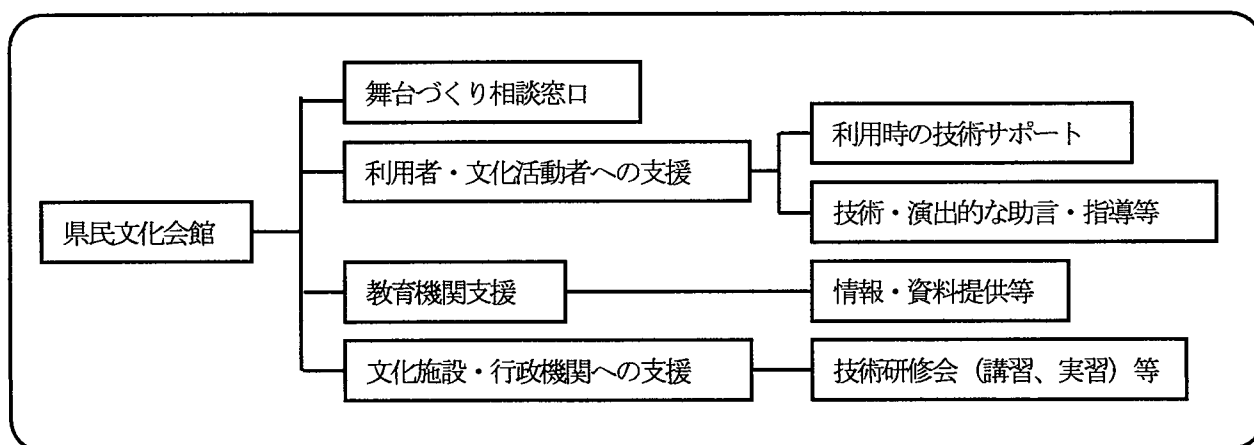
県内文化施設及び行政機関に対して、施設の建替え、設備改修、更新等の計画・立案をする際に、舞台設備や専門機器の技術動向や運用・維持管理に関する情報の提供及び助言、提案等を行うことで、県内文化施設の運用・維持管理に有効な技術支援を行います。

(オ) 教育機関連携事業（舞台技術講習会・実習・施設見学会等）

舞台芸術や文化芸術活動に取り組んでいる県内の大学生や高校生を対象に、教育機関と連携を図りながら、舞台技術に関する研修会（講義及び実習）や舞台設備の見学会等を開催します。参加者が舞台技術を習得することで、自らの公演等で、安全で円滑な舞台進行や演出的なレベルアップが実現できることを目的とし、学生や生徒ばかりでなく、顧問教師や文化芸術活動者等も含めて継続的に開催する研修会等を通じて技術支援を行います。

（平成26年4月より、鳥取大学地域学部と文化、芸術、教育、まちづくり等の分野での連携協力に関する覚書を取り交わし、継続的に連携協力しています。）

○支援体制



(6) 施設を利用して行う文化芸術事業の事業計画、収支計画、ジャンル構成等 及び
(7) アウトリーチ活動、文化芸術活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の中長期的な取組方針、事業計画、収支計画等

新型コロナウイルスの影響により社会が大きく変化する中、文化芸術分野も催しの延期や中止が相次ぎ、厳しい状況にさらされております。そのような中で、危機を乗り越えるべくコロナ禍での活動の可能性やアートの役割について明確にした、新たなアートマネジメントが必要となります。

そこで令和3年度より、鳥取という地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが会館に集い、会館から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指し「とっとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」を始動します。

ア コンセプト

ARTS FOR EVERYONE ～アートでつながる 心うるおう 未来のために～

「とっとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」

イ 基本方針

(ア) すべての人が文化芸術に触れ、感動できる仕組みづくり

- ・より多くの県民に文化芸術の魅力と優れた音楽ホールとしての施設の特性を伝えられるよう、幅広いジャンルのラインナップで文化芸術事業を提供します。
- ・鑑賞型、参加型、育成型とタイプの異なる事業をバランスよく計画します。
- ・若手世代に知られる著名なアーティストを招聘し、初心者向けの演目を選定します。
- ・公演に付随するイベント(レクチャー等)により、初来場者の興味を喚起することで、今後のホール運営を支える世代の方々が県民文化会館を起点に交流し、集う仕組みを創造します。

(イ) 次世代の文化芸術の担い手の育成

- ・子どもや親子連れが足を運びやすいプログラムの企画や、未就学児を伴う保護者が周囲に気兼ねなく親子で鑑賞できる機会を設けます。
- ・中高生が参加し、音楽を通じて交流できる体験型プログラムや、一流の演奏家から直接指導を受けることができる育成型の文化芸術事業を企画します。

(ウ) 地域と施設との協働による文化力の発信

- ・地域にゆかりのある演奏家にとっては演奏の機会、鑑賞者にとっては県民のパフォーマンスを見る機会を提供し、両者をつなぐことで地域の文化芸術の振興を図ります。
- ・世界で活躍するプレーヤーと地元の中高生による共演や、地域の演奏家と中高生による協働のコンサートを実現し、地域の若い力を発信します。
- ・プレ・アフター・コンサートの開催、アーティスト・パートナー(発表機会を求める演奏家などを登録)の設置などにより演奏者に発表の機会を提供し、県民が日常生活において気軽に生演奏を楽しみ、文化芸術に触れる機会を増やす活動に取り組みます。

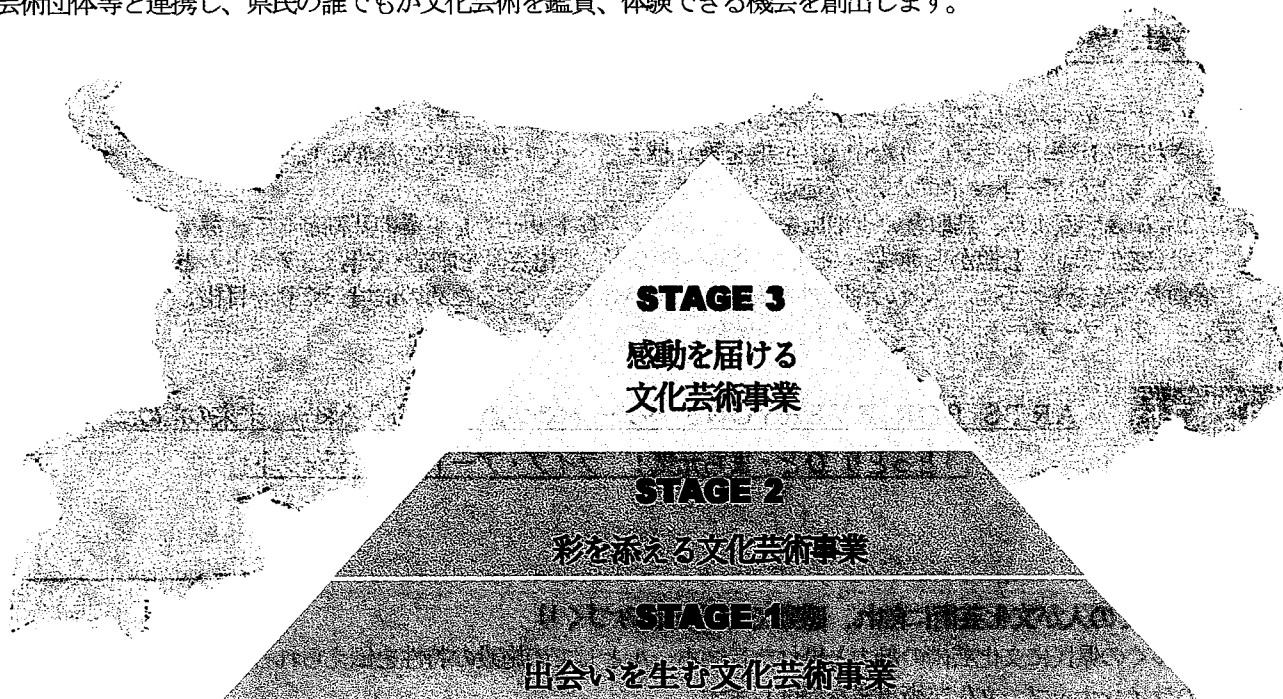
ウ アウトリーチの積極的展開

文化芸術におけるアウトリーチは、一言でいえば、芸術家(芸術団体ないし文化施設)が、普段、文化芸術に触れる機会の少ない市民に対して、(その生活の場に向いていって)働きかけを行うもので、日本語で表記するならば、「芸術普及活動」或いは「教育普及活動」と言われています。

アウトリーチ活動は、文化芸術を享受する層を広げ、さらに創作側の創作意欲を高めることに寄与するということができ、このことを通して、文化芸術が社会に果たす役割を広げ、地域の文化芸術をより豊かなものに発展させる可能性を秘めていると考えます。このような理解と立場で、アウトリーチ事業を積極的に展開していきます。

エ 事業計画

事業実施においては体系化することで目的と目標を明確化させ、段階的かつ重層的な戦略のもと県内各市町村や文化芸術団体等と連携し、県民の誰でもが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を創出します。



STAGE 1 出会いを生む文化芸術事業の展開

目的

県内各市町村や文化芸術団体等とこれまで以上の連携協力のもと、これまであまり縁の薄かった方々にも新鮮で笑顔溢れる文化芸術を届けることを目的とした事業を展開します。

目標

- ・初めての文化芸術体験機会の創出を狙い、誰でもが鑑賞し、体験できる機会を設けます。
- ・若年層や家族が気軽に参加できる仕掛けを作ります。

ア トライアート 「触れる」「育てる」「拡げる」【指定管理事業】

鳥取県の未来を担う若手活動者や若年層を対象に、プロデュース公演や鑑賞事業と連携したワークショップ等を実施し、年間を通して継続的に文化芸術の魅力を身近に体験し深める機会を提供することで、新規参画者を含めた裾野の拡大と会館を拠点とした文化芸術のコミュニティの構築を目指します。

(ア) レクチャー・シリーズ 年6回程度

潜在的鑑賞者及び新規参画者を対象とした、鑑賞公演等の主催事業に関連した講座を開講します。講師には、県在住の専門家、演奏家を起用し、文化芸術の魅力を身近に感じられる初級から中級程度の内容の講座を年6回程度実施し、文化芸術による会館を拠点とした交流機会を提供します。

(イ) 体験して深めるワークショップ〈音楽・舞踊・演劇〉 年6回程度

鑑賞事業及びプロデュース公演で生まれた人材・ネットワーク・作品等を活用して、ワークショップ等を開催し、ジャンルの魅力を体験して深める機会を提供します。親子向けには子どもの年齢に合わせ、早期において創作力や想像力を高める企画内容とし、若年層を対象の中心に、若年層を対障がいの有無や年齢（未就学・高齢者）を問わず参加できる機会にも配慮します。



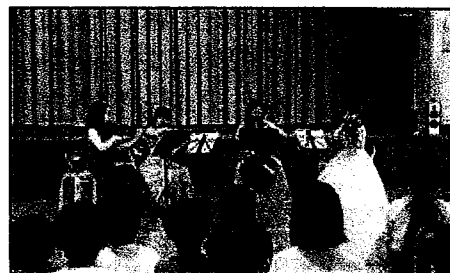
イ とっつりの芸術者配役

「観る」「触れる」「伝える」「拡げる」【指定管理事業】

年25回程度

子どもや青少年をはじめ、年齢や障がいの有無、または経済的な理由いかんにかかわらず、誰もが芸術に触れ、気軽に楽しむことができる鑑賞や体験の機会を提供することで、将来の文化芸術の担い手としての鑑賞者、活動者、支援者の拡大、文化芸術の裾野の拡大を図ります。

多感な時期の子どもたちが心豊かで活力ある生活を送るとともに、その無限の可能性を広げるための一助として、県内のアーティストによる生の文化芸術と出会い、触れ合い、さまざまに感じる機会を県内の小中学校・特別支援学校へ届けます。



ウ 芸術鑑賞教室

「観る」「触れる」【県補助金事業】

高等学校及び特別支援学校の生徒、教職員等を対象に、音楽・演劇・伝統芸能等、さまざまな分野の芸術鑑賞公演を開催します。文化施設及び学校体育館等において優れた舞台芸術を鑑賞する機会を等しく提供することで、次世代を担う青少年の豊かな情操を養い、健全な育成に資することを目的とします。併せて青少年の文化芸術に対する関心を高めることで、将来的な文化芸術ファンの開拓に繋げ、本県のさらなる文化振興を図ります。



※再掲・「(3) 地域の賑わい創出に向けた取組」

エ みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート

「触れる」

【指定管理事業】

舞台芸術への関心や意欲を向上することを目的として、会館が保有している3種のグランドピアノを活用してそれぞれの特色や魅力を感じる参加・体験型の事業を実施し、専門家による説明に加えミニコンサートを行い、生の舞台芸術に触れる機会を設けます。



STAGE 2 彩を添える文化芸術事業の展開

目的

県内市町村や文化芸術団体等と綿密な連携のもと、心地よい文化芸術に触れることにより、ライフスタイルに彩と夢を届ける事業を展開します。

目標

- ・県民が多彩な文化芸術に触れ、魅力ある事業を体験できる機会と環境を整えます。
- ・文化芸術をより楽しみ深めるためのアウトリーチ事業を行います。

ア とっとり地域創造

「観る」「育てる」「伝える」「拡げる」

【指定管理事業】

鳥取県の未来を担う若年層や本格的な大ホールでの鑑賞機会が少ない市町村在住者を対象に、市町村等と連携して、質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供することで、潜在的鑑賞者の掘り起こしと支援者となる文化芸術関心層の拡大を目指します。

(ア) とっとり地域創造ステージ 年2回程度

質の高い舞台芸術を上演し、市町村において潜在的鑑賞者の掘り起こしと支援者となる文化芸術関心層の拡大を目指します。青少年や支援者となる地域住民が良質の舞台芸術に触れやすくするため、無料公演を基本とします。



(イ) アーティスト発信ステージ 年3回程度

市町村と連携して実施することで、県内在住のアーティスト等に活躍の場を提供し、事業を通じてアーティストや活動者の創作に対する意欲を高めることで県内文化芸術の活性化を図ります。親子向けや子どもを対象とする公演は、対象年齢を設定し、文化芸術がより身近に感じられるように小規模公演とします。

併せて、国内外で活躍する若手音楽家（演奏家、声楽家、作曲家等）と協働した事業の発展を目指し、アーティスト・パートナー制度（登録）を設置します。



イ 若手クラシックアーティスト育成プロジェクト 「触れる」「育てる」 【指定管理事業】

これまで実施してきたオーディション事業を見直し、オーディション参加者の発掘と拡大、技術向上を目的に、NHK交響楽団監修のもと、楽器のクリニックを実施します。若年層を対象とし、技術や意欲をさらに育て伸ばす「スキルアップ」を目的に、NHK交響楽団の奏者や、県出身・在住のプロを講師に招き、各楽器のクリニックを実施し、プロの音楽家を目指す若手演奏者の発掘と育成を図るとともに事業を通して、鳥取県の未来を担う若手演奏者及び指導者等とのネットワークづくりを図ります。

(ア) 弦楽アンサンブルクリニック 年3回程度

各地区のジュニアオーケストラ、県内高校の弦楽部等、若手活動者や若年層を対象とし、とっとりチェンバーオーケストラメンバーを講師に迎え、クリニックを実施し最終日には、成果発表のステージを設け一般公開します。



ウ 古典芸能体験事業「梨花薪能」 「観る」「触れる」「伝える」 【指定管理事業】

「世界最古」といわれる日本独自の舞台芸術で、世界無形遺産に指定されている「能楽」について、身近に触れることを目的に、とりぎん文化会館の中庭スペースを活用した薪能の公演を実施します。また、能独特の構えや運び、謡い、能楽で用いられる楽器を自ら体験や仕舞の実演を取り入れた体験型ワークショップや、初めて能楽の鑑賞をする方がより楽しめるような、実演を交えた事前講座などを実施します。これらの事業を通して、地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームの形成を目指します。



日程：10月2日（日）

会場：とりぎん文化会館 中庭 特設能舞台

エ 新 舞台芸術市町村連携事業

「観る」「賞でる」「伝える」「拡げる」

【財団事業】

本格的なホールでの鑑賞機会が少ない市町村在住者を対象に、市町村と協働して、質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供することで、新規鑑賞者に開拓、潜在的な鑑賞者を掘り起こし、地域の文化芸術の発展と地域の活性化を図ります。また、協働を通じて、事業実施に伴うノウハウを伝えるとともに、文化芸術事業への関心を高めることで、市町村独自の取組の充実に繋がります。



【<イメージ> 東京二期会オペラ「雪の女王」2021 境港市公演】

STAGE 3 感動を届ける文化芸術事業の展開

目的

基幹ホールの優れた機能とこれまで培ってきた財団の専門的ネットワーク及び技術のもと、鑑賞・参加される方々に高質な文化芸術を満たすことにより大きな感動を届けます。

目標

- ・県民を魅了する良質な舞台作品の鑑賞機会を提供します。
- ・次世代を担う若手芸術家・活動者との協働により高質な創造作品づくりを行います。

ア 鑑賞型事業 「観る」「触れる」

【財団事業】

県民が良質な舞台芸術に触れ、感動し、豊かな心を育むことを目的に鑑賞公演（財団主催）を実施する。国内外の質の高い舞台公演の提供やその出演者によるワークショップ、市町村との連携によりその地元施設での演奏会の実施、次代を担う若者の育成と文化芸術への参画の強化、鳥取県出身・在籍のプロのアーティストを起用した事業、これまで文化芸術にあまり縁の薄かった方々へのアプローチなど、多彩かつ広域に事業展開を行うことで「ひと」と「まち」が元気になることを目的とする。

(ア) 小林愛実 ピアノリサイタル

「第18回ショパン国際ピアノコンクール」で4位入賞を果たした小林愛実によるピアノリサイタルを実施し、新規鑑賞者の開拓を目的に若年層へ向けた積極的な鑑賞への働きかけを行い、生演奏の素晴らしさを身近に体験できる機会の提供を行います。

日程：9月19日（月・祝）

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール



(イ) 東京二期会オペラ「フィガロの結婚（演出：宮本亞門）」 <助成金活用予定事業>

国内最大のオペラ・声楽家団体である東京二期会によるオペラの名作モーツァルト作曲「フィガロの結婚」を上演することにより、近年実施のなかったプロによる大型オペラ公演を開催し文化芸術ファンのさらなる拡大・定着を図るほか、梨花ホールの劇場としての魅力を積極的に発信することで、県民文化会館のさらなる理解者・利用者の拡大を図ります。

日程：10月15日（土）

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール



(ウ) 親子で楽しむオーケストラコンサート <助成金活用予定事業>

日程：調整中

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール

※詳細調整中

(エ) ストラディヴァリウス・コンサート2022

世界の文化遺産といわれる最高クラスの弦楽器「ストラディヴァリウス」を日本音楽財団より貸与されている、国外を拠点とする若手有望演奏家によるコンサートを開催することで、名器の音色と質の高いクラシック音楽の鑑賞機会を提供し、ファンの拡大、潜在的鑑賞者と新規鑑賞者の開拓を図ります。

日程：10月10日(月・祝)

会場：倉吉未来中心 大ホール



(オ) ウィーン・リング・アンサンブル ニューイヤー・コンサート2023

平成30年度に開催した米子公演が好評であり、地方では体感する機会の少ない新春に相応しい「ウィーン・リング・アンサンブル ニューイヤー・コンサート」を鳥取県中部で再演します。通常の時期とは趣が異なる新年に、管楽器と弦楽器の両方が織り成すアンサンブルにより、大編成のオーケストラとは異なるクラシック音楽の楽しみ方を提供します。

日程：令和5年1月9日(日)

会場：倉吉未来中心 大ホール



(カ) オーケストラ・アンサンブル金沢 境港公演

境港市と連携し、今夏開館予定の境港市交流センターホールで実力派ヴァイオリニスト神尾真由子による室内オーケストラの神髄を感じながら、迫力と緻密さを併せ持つ指揮 広上淳一によるオーケストラ・アンサンブル金沢で「交響曲第3番『英雄』」の演奏により、若年層や本格的なホールでの鑑賞機会が少ない在住者を対象に質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

日程：9月25日(日)

会場：境港市民交流センター ホール



(キ) 国内バレエ団公演

日程：調整中

会場：西部地区で調整中

※詳細調整中

イ プロデュース公演 「観る」「触れる」「音で語る」「創る」「伝える」 【指定管理事業】

鳥取県の特徴ある地域文化をもとに、国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、地元活動者と協働してオリジナル舞台作品を制作します。作品の制作過程を通して、出演者・スタッフ等の協働推進者をはじめ、来場者等幅広く県民へ、作品内容やジャンルの魅力を多面的に伝える工夫によって、鳥取県の特徴ある地域文化と文化芸術の魅力を発信します。

さらに、制作した作品の再演等や構築されたネットワークの継続的活用、ノウハウの波及効果を追求します。

また、事業を通して県内活動者の創作に対する意欲を高めることで、創造性豊かな地域づくりの推進、県内文化芸術の活性化を図ります。

(ア) U-18シアタープロジェクト ACT2 <演劇>

鳥取県内の18歳以下が創作した戯曲を同じく県内18歳以下が演じる、新作オリジナル作品の演劇公演を制作し上演します。過去に取り組んだ演劇創造事業で育成した人材を講師として起用し、地域においてさらなる人材育成と後進の発掘・育成を図り、県内における新たな演劇の発展と発信を目指す演出指導者として、新国立劇場演劇研修所所長の宮田慶子氏を引き続き起用します。併せて、課題（財団スタッフのプロデュース力向上、活動者の活性化、次世代育成等）の改善を目指し、活動者及び関係者とのネットワークづくりに取り組みます。



【U-18シアタープロジェクト(平成31年)】

(イ) <音楽>

「鳥取県クラシックアーティスト・オーディション」受賞者及び国内外で活躍する県出身・在住のプロ奏者で構成する「とっとりチェンバーオーケストラ」の10名程度で編成する中規模コンサートを開催します。

併せて、奏者が主体となって企画する公演を支援（会場費補助・広報）し、事業の継続的な発展と合奏団・奏者の理解者・支援者の拡大を図ります。



ウ 特別共催事業 「観る」「触れる」「拡げる」

【財団事業】

(ア) マスコミ共催

県内の文化芸術振興において鑑賞機会の提供及び鑑賞者の育成は不可欠であり、そのためにもより優れた舞台公演鑑賞の機会を県民に提供していくことが重要であるため、民間機関が実施する公共性の高い優れた鑑賞事業に対し、当財団が共催することで県民の鑑賞機会を増やすことを目的とします。



【劇団四季 The Bridge(令和3年)】

(イ) 一般共催

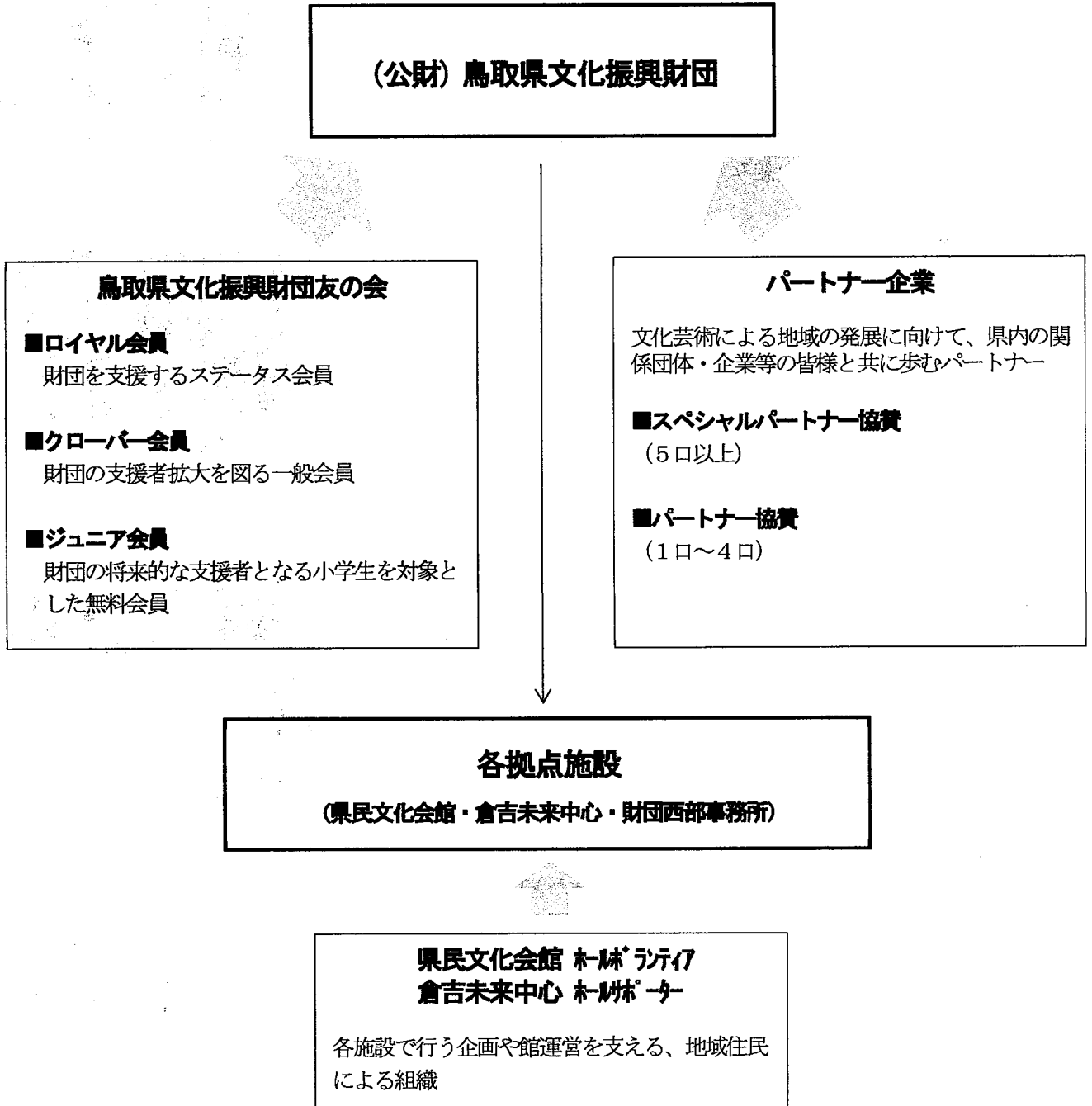
一般団体（芸術団体・文化芸術関連NPO団体など）が実施する優れた鑑賞公演について当財団が共催することで、財団のミッションの一部でもある「団体の自主的な活動の支援」として、県民に優れた文化芸術公演を多く提供し、鑑賞機会を増やすことを目的とします。



【SALON ORCHESTRA in Tottori(令和3年)】

パートナー（支援者）制度の設立

鳥取県文化振興財団支援関係図



ア 友の会会員

友の会会員制度により、各種の事業を通して鳥取県の文化芸術の発展、次世代の育成等にご支援いただくことで財団と共に歩むパートナー、支援者層の拡大を図ります。併せて、従前の友の会制度を重層化して、幅広い支援のあり方を提供するとともに、新たな自主財源の獲得に繋がります。

さらには、会員の満足度を上げる取組を通じて、会員の皆様と当財団との繋がりを深め、会員数増を図ります。

また、若年層が気軽に舞台芸術を楽しむためのきっかけ作りとして財団主催事業の情報提供を行うとともに、参加を促すことで将来の文化芸術愛好者・実践者へ繋がります。

区 分	ロイヤル会員	クローバー会員	ジュニア会員 (小学生対象)
内 容	財団事業及び地域文化振興の理解者となるステータス会員として、先行販売、公演招待のほかアーティストとの交流等の特典を設定。会員との関係性を深めて、財団を支えるパートナーへと繋げる。	より気軽に入会しやすい安価の階層で、チケットの先行販売やレストラン等協力店での割引サービスなどの特典を設定。年間を通じた幅広い層の継続的な鑑賞者・支援者へと繋げる。	小学生を対象とし、公演の招待などを通じて気軽に劇場に足を運んでもらう環境を作ることで、文化芸術に興味を持ってもらい、将来的な鑑賞者・支援者へと繋げる。
特 典	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットの最速先行販売 (予約) ・財団指定公演への特別招待 ・チケット購入後のキャンセルサービス ・アーティストとの交流企画 ・レストラン等協力店での優待 ・催し物案内の送付 (毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットの先行販売・予約 ・レストラン等協力店での優待 ・催し物案内の送付 (毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールの送付 (年4回) ・スタンプラリーによる公演招待
会 費	12,000 円	1,500 円 (情報誌等の送付なしの場合 1,000 円)	無料
期 間	1 年間 (入会月～翌年の入会月月末)	1 年間 (入会月～翌年の入会月月末)	小学校卒業月末日まで
会員数	70 名	716 名	7 名

※会員数は、令和4年2月10日現在

イ パートナー企業制度

文化芸術による地域の発展に向けて、県内関係団体・企業等の法人と協働し、鳥取県の文化芸術の振興を図るとともに、未来を担う人材への支援や文化芸術が内包する力を活用し、地域の活性化や地域課題の解決等の社会貢献を通じて、心豊かで活力のある地域の持続的発展へと繋がります。

また、メセナ活動を実践しようとする県内の関係団体・企業等の法人と共に「パートナーシップ」の理念に基づき、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の視点を反映した文化芸術振興事業を協働して実践することにより、地域への社会貢献を果たしていくものとします。

加えて、独自財源確保と寄付文化の醸成を目指し、共に歩むパートナーの獲得を図ります。

区 分	スペシャルパートナー協賛	パートナー協賛
口 数	5 口 (500,000 円) 以上	1 口 (100,000 円) ～4 口 (400,000 円)
特 典	<ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載 (特別パネル、財団広報媒体) ・チケットの優先確保 (財団が指定する主催公演) ・文化芸術情報の提供 ・招待券の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載 (特別パネル、財団広報媒体) ・チケットの優先確保 (財団が指定する主催公演) ・文化芸術情報の提供
協賛数	5 社 30 口	13 社 13 口
期 間	1 年間 (申込月～翌年同月末/申込は随時受付)	1 年間 (申込月～翌年同月末/申込は随時受付)

※協賛数は、令和4年2月10日現在

その他の取組

ア 企画戦略会議

現在、原則として月1回、企画戦略会議（企画制作部員主体で構成）を開催し、その中で進捗状況・広報戦略・宣伝・マーケティング・販売促進計画、現状の課題、今後の展開等について総合的に研究討議を重ね、事業へ反映させています。今後も、検討事項を分析し、それぞれの検討項目が、県全体の文化振興の向上に活かせるよう会議のより一層の充実を図ります。

イ コンプライアンス（法令遵守）

音楽の著作権については、平成18年度から日本音楽著作権協会と包括的利用許諾の契約を締結し、適正な申請・報告を行うとともに、演劇等の上演権、肖像権、翻訳権、音楽著作権などの権利関係についても関係先を通して適法・適正な処理を行っています。

また、助成金については、これまでも助成要綱に沿った適正な申請（契約）・報告（実施結果・効果・収支決算）を行っており、今後もコンプライアンスの徹底を図ります。

ウ 文化事業に関する危機管理体制の整備

(ア) 事業責任者（企画制作部長）

事業責任者は事業における危機管理に関する次の事項の統括管理を行います。

- a 事業における事故及び健康障害防止措置の実施
- b 事業の危機管理
- c 開催会場及び周辺の巡視
- d その他労働災害防止に必要な事項

(イ) 舞台責任者

舞台責任者は舞台業務における危機管理に関する次の事項の統括管理を行います。

- a 舞台業務における事故及び健康障害防止措置の実施
- b 舞台業務の危機管理
- c その他労働災害防止に必要な事項

(ウ) 制作担当者

制作担当者は制作業務における危機管理に関する次の事項の管理を行います。

- a 制作業務の概要とスケジュール作成
- b 部門間の連絡及び調整
- c 各スタッフの業務の概要説明
- d 開催会場の概要と安全上配慮すべき事項
- e 危機管理の対策

(エ) 危機管理への対応

公演制作現場における事故、感染症、自然災害、騒動等による危機を予測し、日常の予防対策を実施し、緊急時の公演中止、停止その他回避の対策、事態収束後の復旧対策等を進める管理体制とその計画の確立のため次の事項を実施します。

- a 情報入手先の確保
- b 火災、事件、事故、感染症における各所轄機関との連携
- c 緊急連絡網の整備
 - ・所轄の警察、消防、保健所、関係者、関係機関連絡先（※個人情報取り扱いを注意）
 - ・楽屋等内線電話周知
- d 事故発生時の緊急処置
 - ・火災、事件、事故での会場避難経路の周知徹底
 - ・発生時における避難誘導員の確保と事前教育
- e 緊急時マニュアルの作成

- f 新型コロナウイルス感染症防止対策の実施（入場、本番、休憩、退場時）
- g マスコミへの対応
 - ・担当者の選任
 - ・資料作成および提供方法（場所、時間等）確認
- h その他
 - ・トラブル・クレームへの対応
（写真・ビデオ撮影、録音、チケットの紛失・キャンセル、定員オーバー、出演者の降板・交代、曲目・演目変更等）
 - ・差別落書きへの対応
 - ・身体障がい者や高齢者の対応
 - ・AED設置場所周知
 - ・迷子、遺失物・拾得物、傷病者への対応

(8) 県内公立文化施設への指導的役割（リーダー的役割）を果たすための方策

鳥取県の文化の拠点施設として、情報交換等を通じて県内文化施設とのネットワークの充実を図り、事業の協働実施のほか、財団がこれまで培ってきた施設の管理運営やアートマネジメント手法などのノウハウを最大限に生かしながらいリーダー的な役割を果たし、県内文化施設とともに、地方文化の振興・発展に努めます。

ア ネットワークの充実（情報交換、支援・助言、事業の館連携・協働実施）

「(公社)全国公立文化施設協会※1」との連携により、国及び地方の文化芸術施策の動向、公立文化施設が抱える諸課題等についての研究協議を通じて得た情報を「鳥取県文化施設協議会※2」を中心に、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター等の**県立施設及び市町村の文化施設への情報提供と情報交換**、研修会の開催、その他、**様々なニーズに対し、支援・助言を行う**ことにより信頼関係を築いてきました。

今後もこれまでの信頼関係を基に、県内公立文化施設との連携、また、必要に応じて地域の文化団体や文化活動者と連携し、各地域のニーズや実情に応じて、文化人口の拡大に繋がる**事業の協働実施等**に取り組み、協議会の円滑な運営を行います。

(ア) 情報交換、支援・助言

- ・鳥取県文化施設協議会では総会の開催により運営に関する事項等を決議します。（年1回程度）
- ・(公社)全国公立文化施設協会との連携により、国及び地方の文化芸術施策の動向、公立文化施設が抱える諸課題等についての研究協議を通じて得た情報を加盟施設に情報提供し、適宜情報交換を行います。

(イ) 事業の館連携・協働実施

- ・各施設の主催事業等において開催場所の施設と連携し、地域密着型の共催事業の開催を検討し県内公立文化施設や文化活動者との連携を含めて、文化芸術事業に取り組みます。

イ 人材育成（研修会の開催・技術的サポート）

鳥取県文化施設協議会等と連携して、県内文化施設職員のアートマネジメント力、舞台技術力等を高めるため、**専門職員の研修会を開催**するなどして、スキルアップや意識向上を図り、県内全体の底上げに努めます。

また、当会館の舞台技術職員が、「県内文化施設職員」「県内文化施設の設置者」「県内の文化活動者」へ**技術的なアドバイスなどの支援**も行います。

(ア) 各種研修会の開催

- ・県内文化施設職員等を対象としたアートマネジメント、舞台技術に関する研修会を開催します。
（県内3地域を会場に、連続した日程での研修会開催を検討）

(イ) 職員の人材育成

- ・事業運営のノウハウの取得や現場体験等のため、施設間での人材交流等により職員の育成を図ります。

※1 (公社)全国公立文化施設協会とは…

全国の公立文化施設の連絡、連携のもとに、地域文化振興を図り、我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とした組織で、情報収集提供事業、各種研修事業（人材育成）、各種調査研究事業、保険事業、公立文化施設支援事業、文化庁委託事業など、様々な公立文化施設にとって有益な事業を展開しています。組織構成として、3つの専門委員会（経営環境部会、事業環境部会、特別部会）と全国のブロックごとに7つの支部があり、その支部ごとに支部委員会が設けられています。

[中四国支部]

令和1・2年度は、県民文化会館が鳥取県の代表館として支部長に就任しています。

(併せて、全国公立文化施設協会の理事に就任、令和2年2月から副会長に就任)

※参考：加盟施設 1,305 施設（令和3年10月現在）、中四国支部 169 施設（令和3年10月現在）

※2 鳥取県文化施設協議会とは…

県内の文化施設が相互の情報交換、研究等を協力して実施することにより、その機能を十分に発揮し、地方文化の振興、発展に寄与することを目的とした組織で、各種調査、研修、舞台技術研修を展開している組織で、現在11施設が加盟しており、組織構成として、「施設管理業務部会」「自主企画事業部会」「舞台技術部会」の3部会があります。年1回の定例総会と各部会主催による研修会を年1回開催しています。その他、適宜情報交換も行います。

[事務局館]

本協議会の設立（平成8年5月）から現在まで、事務局館として牽引してきました。上記のほか、改修時期に入っている県内各施設の舞台技術担当者間においては、技術動向の情報の共有化等を図るため、改修実施現場の視察等の情報交換による人的ネットワークの拡大も図っています。

(9) 文化芸術情報の発信に関する取組

従来からの新聞広告、ラジオ、テレビ、フリーペーパーなどのメディアミックスでの情報発信をさらに強化し、マスメディア中心の展開により、事業の情報発信を高めます。

事業の特性によるメディアの使い分けや、地域との協働による新しい関係性の構築を図りながら発信に努めます。

また、一方通行の“情報の発信”から、一つひとつの広報物の活用方法の多様化の検討、タウンメディア・WEB、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の有効活用などによる、県民の皆様との“情報の共有化”を目指していきたいと考えています。

さらに、チラシを中心とした紙媒体は、環境に配慮した適正な枚数を精査し、効率的に配布します。

ア 情報発信の取組

(ア) 広告

チラシ・パンフレット・リーフレット等印刷物の制作・配布等、広報を戦略的・効果的に展開して行くため明快なコンセプトに基づき行います。

(イ) 出版物・広報誌

県民との交流の場の活性化を図るため、財団情報誌「アルテ」をはじめとした様々な手法を用いて組織的かつ戦略的な情報発信を行います。

(ウ) メディア

テレビ・新聞・雑誌等の媒体を介した情報発信とメディアミックスにより、幅広い広報を展開します。

(エ) イベント

誰もが自由に参加ができるイベントやアフターイベントの開催、またワークショップ等を通して広報を展開します。

(オ) ホームページ、SNSによる情報発信等

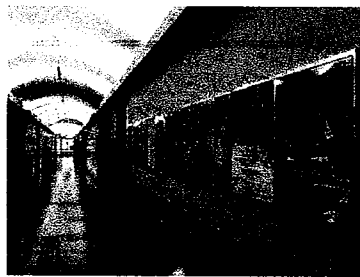
多方向からアクセスできる環境を整備していくため、ソーシャルメディアを有効活用し、財団が運用するホームページをはじめ、フェイスブックページやメールマガジン、動画投稿サイトなどを媒体として活用し、各種情報の広い周知を進めます。併せて、機能強化及びページの拡散、発信ツールの手法等の向上を目指します。

(カ) 館内等への掲示

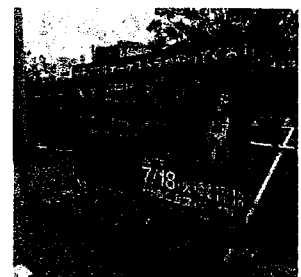
公演ポスターの館内掲示及びラック等へのチラシの配架をはじめ、テレビモニターによる映像配信、館外や公演会場周辺における大型看板の設置等を行うなど、視覚的にも分かりやすい情報発信を行います。



【テレビモニターによる映像配信（総合受付カウンター）】



【公演ポスターの掲示】



【公演会場周辺の大型看板】

イ 重点的取組

- (ア) マーケティングを強化しながら、従来からの紙媒体やメディア広告をはじめ、WEB、メール、SNS等を有効活用し、横断的かつ統一感のある広報を継続的に展開します。
- (イ) 県内の文化芸術に関する情報が、地域別、ジャンル別などにより、簡単に検索できるサイト「**県内イベント情報サイト**」を平成27年度に構築しました。また、平成27年度には、ホームページをリニューアルし、スマートフォン対応するなど、引き続き時代のニーズを捉えながら、逐次その運営等の見直しを行います。

(10) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組

財団の各種事業実施には、財源の安定が必要不可欠です。資金調達は、事業存続にとって生命線であり、事業の中・長期的な継続実施にとって不可欠であることから、戦略的な中・長期計画のもとに取り組んでいかなければなりません。この財源の確保を事業運営の重要な柱として位置づけ、国、公益法人、民間などからの**多様な資金を積極的に活用**します。

ア 民間資金（協賛金・寄付金等）の導入

- (ア) 公益法人、企業財団などからの助成金が見込める事業については、積極的に助成金申請を行います。
- (イ) 企業による文化芸術活動への支援（メセナ）の醸成を図るため、パートナー企業制度を導入します。
- (ウ) 民間組織等との共催を推進し、経費の節減やマンパワーの負担減を図ります。

イ 公的資金（助成金・補助金等）の獲得

- (ア) 文化庁の助成制度は、概ね芸術文化振興基本法の基本理念に則って制度化されているため、アマチュアからプロに至るまでの幅広い人材や文化事業に対して制度設計されており、その制度の目的と財団の使命が合致した事業を企画立案するなど、積極的に活用します。
- (イ) (一財)地域創造や(一財)自治総合センター、宝くじ文化公演などの助成金は、文化事業の固有性や地域活性化という観点から、年度ごとにその活用を考え、助成スキームに合致した事業が想定される場合に検討します。

ウ 社会情勢の変化による金利や物価の変動など、事業費及び管理費への圧迫を回避するための打開策

(財務リスクへの対応)

社会情勢の変化による金利や物価の変動などは、施設運営や事業運営に大きな圧迫を与えます。このリスクを回避するためには、省エネルギー・省資源化を日常的に行なうことはもとより、収入と支出のバランスをよく考察し、社会情勢や財団内外の環境の変化を絶えず把握しつつ、全体で極力損失がでない事業収支計画を立案するよう努めるとともに、状況によっては事業内容の見直しやコンパクト化も視野に入れて考えます。

また、長期的に収支が安定するよう、公的資金に加えて**新たな資金源の獲得（企業からの資金提供や個人寄付金など）や長期的な資金ニーズを分析**し、多様な資金源の幅を戦略的に広げます。

加えて、超低金利の現下、従来の基本財産の運用益（運用益の蓄財）によって、自主事業を行うのはもはや限界であることから、現状を踏まえた基本財産の取扱いについて、新たな仕組を検討します。

2-2 管理の基準

利用者の安心・安全を最優先とし、効率的で公平・公正な管理業務を行います。また、利用者の方からいただく貴重なご意見・ご要望を運営に活かし、文化芸術活動を行うための拠点施設として、何度でも訪れたいと感じる魅力ある施設づくりに努めます。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現行どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために、特に必要があると認められた場合は、利用時間の繰り上げや延長など、時間外利用に柔軟に対応します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一層の徹底及び施設利用者の安心・安全確保のため、利用時間を閉館時間の30分前の21時30分までとします。

運用に当たっては、催事の内容や日程などを確認・検討し、効率的な作業日程の提案を行います。

会館の各入口は、午前8時30分に開錠し、入館できる体制とします。

また、利用当日の施設貸出し手続きは、申込時間の15分前からとしておりましたが、利用者の利便性向上を図るため20分前からの受付とします。(時間外利用の場合は除きます。)

(2) 休館日の設定

開館から29年目を迎えた施設・設備を安全かつ適正に運営していくためには、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。ただし、利用者の方の利便を最大限に尊重するため、定期点検等の日程調整を可能な限り行い、臨時開館あるいは一部開館など柔軟に対応します。

ア 毎月

毎月第2、4、5月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日の休日でない日)

※ 第1、3月曜日は開館

イ 年末年始

毎年12月29日から1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行ないますが、次のように特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

(ア) 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。

(イ) 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

エ 臨時休館

施設・設備の点検・保守・整備等に関連して、利用者の安心・安全確保、及び施設の効率的な運営のために必要と判断される次の場合は、利用状況に応じて臨時休館、または開館時間を変更します。

(ア) 会館の施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持修繕等を行う場合。

(イ) 県民の安全確保のために休館する必要があると鳥取県から要請があった場合。

(ウ) 台風・大雪・地震などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められる場合。

(3) 利用料金の設定

ア 利用料金については、利用者の要望と利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。(施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。)

イ 1時間単位で利用料金を設定している会議室は、「新とっとり施設予約サービス」によるインターネット予約を開始することに伴い、区分貸に変更します。

区分貸によって、インターバル時間を確実に確保することにより、無駄のない効率的な利用時間の提供と利用後の清掃・消毒作業を徹底し、安心して利用できる施設環境を提供します。

- ウ 施設・設備・備品の更新等や利用者の要望を勘案し、必要に応じて新たな料金を設定します。別冊「施設等利用料金表」のとおり。

(4) 利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、県内の文化芸術活動を推進するため、梨花ホールの割引制度を継続します。

ただし、時間外（22:00～翌日9:00）利用料及び延長（12:00～13:00、17:00～18:00）利用料は減免対象としません。なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料の徴収について検討します。

ア 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール、イベントホール（展示室）を利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール、イベントホール（展示室）を利用する場合は、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、別冊「施設等利用料金表」別表10-1、10-2で算出した料金の1/2（10円未満切捨て）に減額します。その場合、本番日から1ヵ月前までの期間に行う練習等で1回に限るものとします。

文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> a 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 b 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 c 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 d 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> a 営利を目的としないこと（非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする） b 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること c 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

イ 文化芸術活動に練習室、リハーサル室を利用する場合

利用者の方の文化芸術活動を支援するため、予約のしていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

ウ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の（ア）～（ウ）の基準に該当する心身に障がいやを有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

- (ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。
- (イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。
- (ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいやを有する者）

エ 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から1か月前までの期間に行うもので、1回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> a 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園 b 専修学校 c 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。） d 保育所 e 教育関係団体 <p style="text-align: center;">○中学校・高等学校文化連盟 ○私立幼稚園協会 ○書写書道教育研究会 等</p>										
対象行事	<p>対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の要件をすべて満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 対象団体が主催するもの b 対象団体の代表者（学校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの c 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの d 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの e 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと f 学生等が文化芸術活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの又は学校（大学を除く。）における文化部活動のうち、文化芸術を目的とするもので、次に該当するもの（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">芸 術</td> <td>文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メディア芸術</td> <td>映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伝統芸能</td> <td>雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の芸能</td> <td>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活文化国民娯楽</td> <td>茶道、華道、書道、囲碁、将棋</td> </tr> </table>	芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能	その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能	生活文化国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋
芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊										
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術										
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能										
その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能										
生活文化国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋										

オ 会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合

会館の施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が、会館を利用する場合には、全ての施設の利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

【減免一覧】

対象者・利用目的	減免対象施設	減免額
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合	梨花ホール 小ホール イベントホール (展示室)	施設利用料通常料金の1/2免除
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1か月前を経過してからの予約受け付け分に限る。）	リハーサル室 練習室1・2・3・4	施設利用料通常料金の1/2免除
障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合	障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき	施設利用料通常料金の1/2免除
	障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき	すべての施設 施設利用料全額免除
	利用者が特定されていない場合	

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒または学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合	すべての施設	施設及び設備利用料全額免除
会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合	すべての施設	施設利用料通常料金の1/2免除

※別冊「施設等利用料金表」の料金から、上記のとおり減免します。

カ ホール、イベントホール（展示室）の練習又は準備のための利用

ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合は、施設利用料をホールについては、平日の無料区分の1/2に、イベントホール（展示室）については非営利料金の1/2に減額します。

キ ホール利用割引制度

- (ア) 梨花ホール客席を1階席のみの利用とされる場合は、所定の本番料金を4/5（80%）料金を減額します。
 - (イ) 梨花ホールの4月、5月の夜間を除く午前・午後区分の利用について、スタインウェイピアノまたはベーゼンドルファーピアノの練習目的で、舞台上のみ利用される場合は、利用料金を準備練習料金の1/2に減額します。
- なお、予約受付期間は利用日の4ヵ月前を経過後7日前までとします。

(5) 個人情報の保護への対応

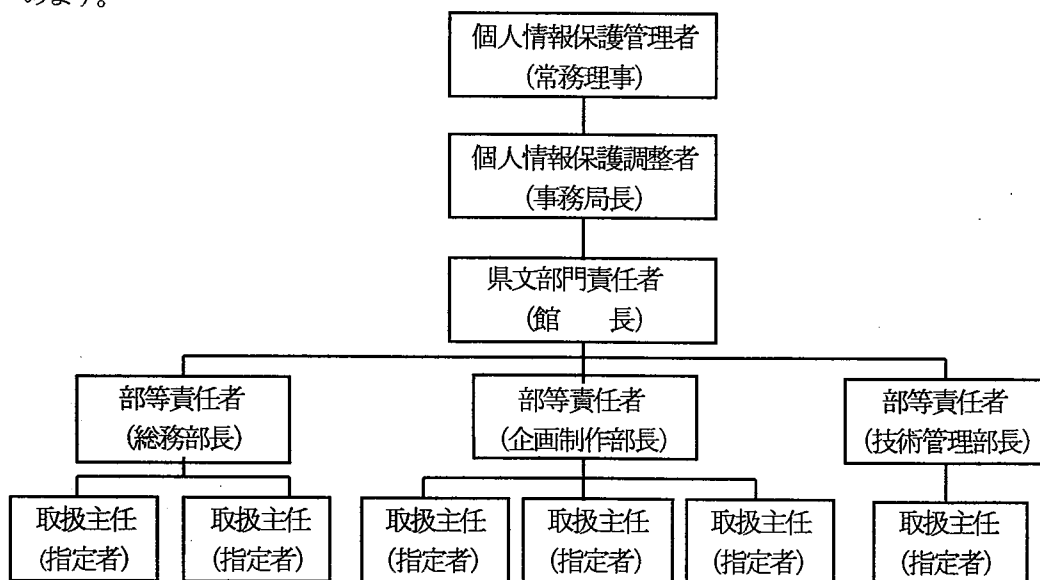
ア 管理体制及び規程の整備等

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報（マイナンバー）についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウイルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら、財団の「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取り扱いに努めます。



※管理体制（館長当部分抜料）

- 1 「部門責任者」は、各部門における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱い等に必要な措置を講ずる。
- 2 「部等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 3 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部等責任者に報告する。

※苦情処理体制（館長当部分抜料）

- 1 各館が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限（館長当部分抜料）

- 1 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 2 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 3 取扱主任は、館長が指定するものとする。
- 4 その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表、閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は会館が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所内に備え付けています。

(6) 情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して当財団の説明責任を果たします。

イ 施設・設備情報、利用手続、利用者の声等の公表

施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を、会館のホームページに掲載するとともに、冊子「利用の案内」にまとめ、利用者に配布します。

また、当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート等でお受けし、随時改善できるものは改善し、いただいたご意見と対応状況については、会館ホームページの「利用者の声」コーナー及び館内掲示版で公表しています。



【とりぎん文化会館ホームページ】



【メッセージボックス】

(7) 新型コロナウイルス感染防止策

施設を安心・安全にご利用いただくため、「鳥取県版ガイドライン」、(公社)全国公立文化施設協会「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」や国が示す「業種別ガイドライン」等を参照して、「新型コロナウイルス感染症対策行動計画(第5版)」を策定し、新型コロナウイルス感染防止対策のための様々な取組を継続します。

ア 来場者及び来館者に向けた周知・広報

- ・発熱時や体調不良時の来館控え
- ・来館時のマスク常時着用
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- ・施設内での社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの活用(使用に際してはBluetoothを有効にするよう推奨)

イ 施設内での具体的な感染防止対策

○館内の対策

- ・各出入口に手指用アルコール消毒液の設置
- ・座席、テーブル、手すり、ドアノブなどの手が触れる場所の消毒
- ・対応スタッフのマスク着用、検温の実施
- ・受付窓口に飛沫感染防止用のアクリル板設置
- ・給湯室内備品(茶器)、ハンドドライヤー、給水機の使用中止
- ・法令に基づいた空調設備等により定期的な空気の入替え
- ・休憩スペース等のソーシャルディスタンス確保
- ・館内全てのトイレにトイレシートクリーナーを追加設置

○貸出施設の対策

- ・貸出用備品(椅子、机、マイク等)のアルコール消毒
- ・施設利用にあたっての「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る確認チェックシート」の提出
- ・ウイルス対策効果のあるオゾン発生器設置(セミナールーム、リハーサル室、練習室)
- ・大ホール、小ホールの客席の抗菌コート塗布
- ・検温器貸出(有料)

ウ 公演等主催者(施設利用者)に協力を求める感染防止対策

全ての公演等主催者(施設利用者)に対し、施設利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る確認チェックシート」を提出していただき、感染防止対策に関する全項目の順守・実行をお願いしています。

【新型コロナウイルス感染症予防対策に係る確認チェックシートのチェック項目】

- ・施設の取組、行政の指針、関連業界のガイドラインの遵守
- ・来場者および関係者へ事前に周知、広報
- ・来場者および関係者の氏名、緊急連絡先の把握
- ・来場者に対する感染防止対策の徹底
- ・関係者、出演者に対する感染防止の徹底

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

会館には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が重大事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないとの認識を持ち、些細な異常も見逃さない姿勢を保持するため、「安全衛生委員会」を組織しており、これを主体として、2ヵ月に1回の自主点検のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者のご協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の方にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

施設・設備の維持管理は、保守点検結果等による維持管理に係る情報に基づき、事後保全だけでなく、事前保全、予防保全の観点から行っており、建築設備（消防設備、電気設備、昇降機設備等）、舞台機構設備などの運用面（継続的な稼働）及びコスト削減並びに長寿命化を図っています。保守点検等により明らかとなった不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、設置者に報告・相談するとともに適切な対応を依頼し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を行います。

また、会館は平成5年10月の開館から29年目を迎えており、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、平成22年度に鳥取県と共同して策定（平成28年度再編）した長期修繕計画を基に、中・長期視点での施設・設備の修繕計画を立て、その都度、改修や更新など必要な措置を講じます。

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から29年目を迎え、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつあるなど、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。この認識の下、具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適法に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

会館に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定まっているものも多くあります。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和元年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的かつ安定的に適切な業者を選定し、5ヵ年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

- a 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する会館職員と受託業者間の意思疎通が重要であり、職員の資格取得を進めるなど、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、随時打合せや協議・指導を重ねていきます。
- b 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設利用を止めることとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日を含めるなど効率的に実施し、その影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持を図ります。

加えて、開館から29年目を迎え、施設設備の老朽化に伴う不具合が顕著になってきていることから、施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持補修等に関連して、利用者の安全・安心の確保及び施設の効率的な運営のため必要と判断される場合は、利用状況に応じて臨時休館して対応することとします。

イ 清掃業務

清掃業務は、各設備の保守点検業務と共通する部分も多くありますが、直接、利用者の皆様の目に触れ、会館に対するイメージを形成するものであり、建物の美観維持、建材の劣化防止、清潔で快適な空間を提供することは、県民の皆様に愛される会館とするためにも非常に重要です。

このため、専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施しますが、大規模施設であり、場所によっては利用頻度等も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、特別清掃等に振り分けて実施します。

このほか、会館の外部周辺の落ち葉、ゴミ清掃等を目的とした外部清掃（月2回程程度）を障がい者の経済的自立及び就労機会の確保の観点からも、障がい者就労施設への委託により実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の保護及び事故等の発生の警戒・予防並びに会館内に設置されている固有財産等の盗難、滅失防止等のため非常に重要な業務です。このため次の点に配慮し、専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により遂行します。

(ア) 開館時と休館（閉館）時の警備体制

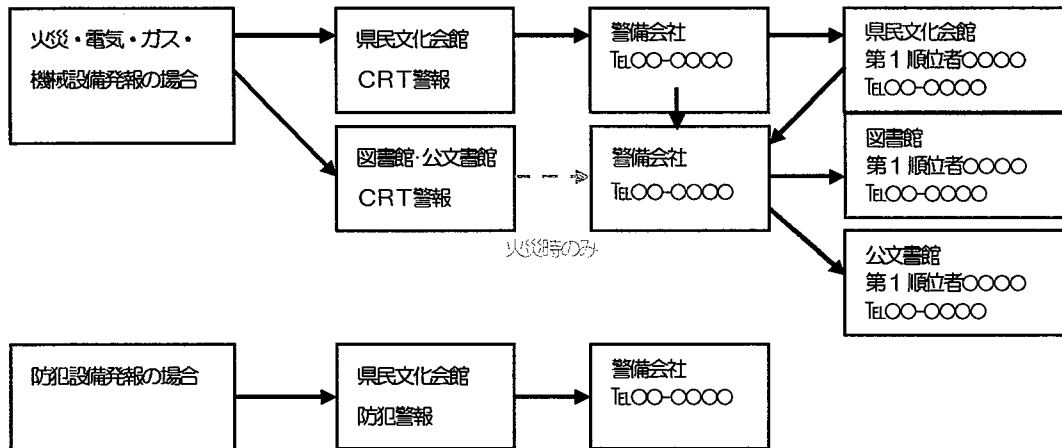
開館日の開館時間とその前後の時間（7:30～22:30）については、警備員（1名）による「常駐警備」、また、開館日の常駐警備時間外（22:30～翌日7:30）及び休館日については、会館設置の警報機器と受託業者の監視センサーによる「機械警備」により、効率的な体制で対応します。

(イ) 警備内容

- a 「常駐警備」は、出入口の管理、不審な入館者発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、会館内外の巡回、駐車場・駐輪場の整理等を主な内容とします。

- b 「機械警備」は、会館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況確認と事態の拡大防止の措置を講じるとともに、消防署、警察署、会館緊急連絡者への速やかな通報等を行うことを主な内容とします。

◎夜間緊急時連絡網 22:30～翌7:30・休館日



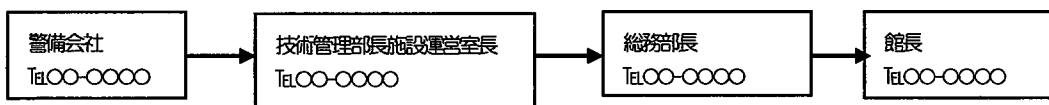
◎夜間の館内連絡網 22:30～翌7:30・休館日

● **【本火災・侵入者がいない場合】**



上記連絡先に加え、下記にも連絡する。(会館施設運営室から電話)

● **【本火災・侵入者がある場合】**



エ 駐車場管理業務

(ア) ゲートバー方式による入出庫の管理とともに、警備員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場で事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするため、ホール利用者等の協力を得て、十分な打ち合わせを行い、誘導員の配置等を促します。

(イ) 満車によるトラブルの軽減し、来館者および地域の皆様が駐車場を公平に利用できるよう、利用料の有料化を検討します。

- (ウ) 駐車場における冬季の積雪時には、適宜、除雪を行います。対象面積が広いので、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。
- また、会館周辺の歩道等については、小型除雪機及び職員の人力により除雪作業を実施し、歩行通路の確保に努めます。

オ 植栽管理業務

- (ア) 会館敷地内における立木、芝生等を常に良好な状態に保ち、また、美観の維持のため、高木又は低木剪定、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技術を有する専門業者への委託により遂行します。
- (イ) 全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経費率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行ってまいります。受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めてまいります。

また、財団が会館と倉吉未来中心の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

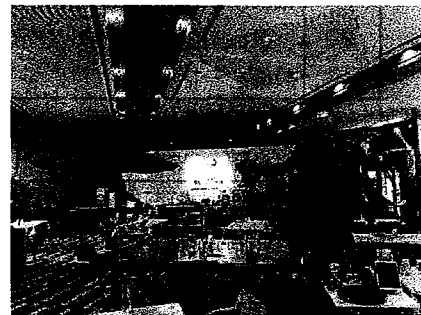
ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、植栽管理、除雪作業の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 飲食等施設の運営

飲食等施設の運営については、県民文化会館施設運営管理事業の基本コンセプトに沿った運営や、事業者と3館（県民文化会館、図書館、公文書館）の連携・協力による事業内容等、利用者により良いものとなる提示をした業者に運営を委託しています。

また、いずれの場合も食材等については、県内産品の活用を促しています。



【 Art Place SUNABA COFFEE 】

ウ 電力の調達

電力の調達に当たっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結しています。

エ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- 施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- 管理運営事務の遂行に関する業務
- 文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

ア 選定方針

各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適切な業者への発注に努めていきます。

- (ア) 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えるよう、市内に本店又は営業所を有すること。
- (イ) 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- (ウ) 会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- (エ) 有資格者が求められる保守点検においては、県民文化会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

イ 選定方法

当財団は、県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程の例に準じて行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについても、県の規定に準じて随意契約により行っています。

今後も、基本的には従来の方法により選定していきますが、指定管理者制度においては、民間手法の活用も期待されるところであり、民間手法の研究も行い、出資者である県と協議しながら、効率的な選定方法を検討します。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

現在、再委託を実施あるいは予定している保守点検等業務は下表のとおりです。

番号	内容 (業務名)	期間	金額 (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	事業用電気工作物保守点検業務	5年	1,848千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため(全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要)
2	消防用設備保守点検業務(消防用設備、直流電源装置設備、非常用予備発電設備を一括発注)	5年	3,960千円	県内	指名競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務(2館一括発注)	5年	2,458千円	県内	指名競争	
4	運転監視業務(運転監視、空調設備、自動制御設備、ばい煙濃度測定分析を一括発注)	5年	21,780千円	県内	制限付一般競争	
5	昇降機設備保守点検業務(2館一括発注)	5年	3,320千円	県内	指名競争	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年	770千円	県内	随意契約	
7	情報・通信設備保守点検業務	5年	1,920千円	県内	指名競争	
8	移動式展示パネル保守点検業務	5年	550千円	県内	指名競争	

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
9	舞台機構設備保守点検業務	5年	8,114千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
10	舞台音響設備保守点検業務	3年	3,850千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため ※令和3年度～5年度契約
11	舞台照明設備保守点検業務	3年	3,278千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため ※令和3年度～5年度契約
12	ピアノ(ベーゼンドルファー)保守点検業務(2館一括発注)	5年	150千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
13	ピアノ(スタインウェイ)保守点検業務	5年	212千円	県内	随意契約	
14	ピアノ(ヤマハ)保守点検業務	5年	379千円	県内	指名競争	
15	電動式移動観覧席保守点検業務	5年	247千円	県内	随意契約	
16	清掃業務(日常・特別清掃)	5年	21,271千円	県内	指名競争	
17	建築物環境衛生管理業務 (建築物環境衛生管理、雑排水・汚水管洗浄を一括発注)	5年	1,578千円	県内	指名競争	
18	植栽管理業務	5年	4,400千円	県内	指名競争	
19	警備業務 (防犯設備保守点検業務を含む)	5年	4,596千円	県内	指名競争	
20	館内ネットワークソフトウェア保守点検業務(2館一括発注)	5年	272千円	県内	随意契約	
21	舞台技術業務(舞台、音響、照明)	単年 (単価)	(4)千円 (1人時間当り)	県内	随意契約	
22	駐車場除雪業務(一定量降雪時)	単年 (単価)	(32)千円 (1時間当り)	県内	随意契約	
23	情報誌製作業務	2年	(5,918)千円	県内	プロポーザル方式	※令和4年度～5年度契約
24	文化芸術事業 業務委託関係	必要期間	未定	県外	随意契約	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合
25	高所作業台保守点検業務	単年 (単価)	128千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため

金額(概算)は、単年度換算(税込)した金額を記載

※上記3、5、12、20については、倉吉未来中心との一括発注により、効率的かつ経費の節減を図ります。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	外部清掃業務(障がい者作業所)	単年 (単価)	(15)千円 (1単位4時間:1単位当り)	県内	随意契約	

(7) 省エネルギー・省資源への取組

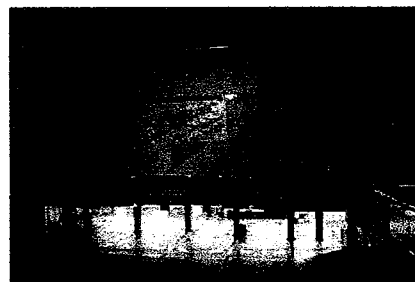
省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ）の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の方々のご理解、ご協力も得ながら取り組めます。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を反映した持続可能な施設運営を行うものとし、鳥取県が取り組む「とっとりSDGsパートナー」制度に登録することによって、省エネルギーをはじめとした環境問題等に対し発展的に取り組めます。

〈主な取組〉

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーにつながります。



【ライトダウン】

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置



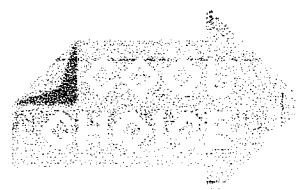
【敷地周辺の清掃活動】

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境意識啓発活動

- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動及び、隣接する国道（歩道）の美化活動「国土交通省ボランティア・ロード活動」の実施（秋・冬季は、植栽の落葉収集、除雪作業のため必要に応じて回数増）

エ 電力使用量削減によるCO2排出量削減目標の設定、温室効果ガス削減の取組

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した会館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯



光熱のなまは、いそがし。

【「地球温暖化対策のための国民運動」ロゴマーク】

オ 廃棄物の排出量の抑制、リサイクル・リユースの取組

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎への敷料等）
- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ 職員の環境意識の向上のための環境研修の実施

- 年1回、全職員を対象に実施

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 『消防計画』の作成

会館における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、会館の防火管理に関し必要な事項を定めた『消防計画』（法令による）を作成しています。 ※防火管理者 ⇒ 1名配置
その他、防火管理者講習修了者3名を配置しています。

イ 消防避難訓練の実施

「消防計画」に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送、シューター脱出等の防災訓練を定期的に行うなど職員の意識啓発と非常時の対応について徹底し、災害予防に努めます。

各職員に行動内容を反復する訓練形式のほか、臨機応変の対応を視点にし、個々の総合的な能力を高めるため、最低限のシナリオとし、出勤者の上席者が指揮命令を行ったり、所属外の班の役目を担わせたりと、少数人員の想定にも留意しているところです。

また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-ALERT）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

※消防訓練は年2回実施することとしており、うち1回は3館（県民文化会館、図書館、公文書館）合同訓練とし、近隣施設との連携強化を図っています。



【シューター脱出訓練】

ウ 火気使用設備器具、消防用設備及び避難経路の維持管理

(ア) 火気使用設備器具、消防用設備の定期的な保守点検のほか、「安全衛生委員会」を中心に定期的に館内全体を巡回して自主点検を実施し、避難経路の維持管理・改善強化など安全の確保に努めています。

また、館内各室に「避難経路図」を掲示し、防災意識の啓発を行うとともに、利用者・来館者の安全と非常時に備えています。

(イ) 地震・火災等の発生に伴う停電事故に備え、非常用発電装置、避難誘導灯の保守点検等を定期的実施します。



【各施設内に掲示の避難経路図】

【鳥取県立県民文化会館安全衛生委員会委員構成】

※「安全衛生委員会」 → 7名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）3名を配置しています。

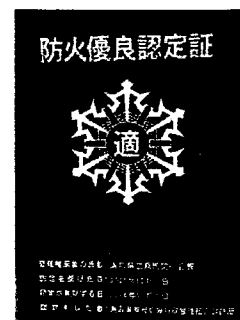
安全衛生推進員講習修了者：5名在館

令和4年2月現在

役 職	備 考
委員長	総務部長（安全衛生推進員）
副委員長	技術管理部施設運営室長（安全衛生推進員）
委 員	技術管理部舞台技術室主幹
委 員	総務部総務課課長補佐
委 員	企画制作部文化企画課課長補佐
委 員	企画制作部文化企画課主任
委 員	総務部施設利用課主事

エ 『防火優良認定証』の取得

会館は、消防法令の基準を遵守している優良な防火対象物として、鳥取県東部広域行政管理組合消防局から「防火優良認定証」の交付を受けています。

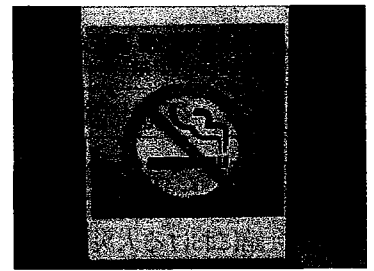


【防火優良認定証】

オ 全館禁煙の措置

健康増進法を受け、原則全館禁煙としています。鳥取県の「健康づくり応援施設（禁煙認定施設）」となっており、県民の皆様を受動喫煙による健康被害はもとより、火災による被害から守るため、安全快適な環境を引き続き維持します。

ただし、令和元年の法改正（緩和措置）により第二種施設である当館は、法令に適合した喫煙場所を整備しています。なお、屋外喫煙場所は施設利用者用として、屋内喫煙場所は主にホール出演者用として整備しています。



【フロント等の禁煙認定マーク】

カ 「鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル」の徹底

会館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的・体系的な「鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル」を策定し、これが職員の行動指針となり、適切な対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図るため、他で発生した事象を、常日頃、当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生の都度、朝礼・終礼で徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行いながら、危機意識の維持に努めます。

(ア) 「火災、地震、不審者（物）、差別落書等対応マニュアル」の徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、「火災、地震、不審者（物）等対応マニュアル」を作成していますが、さらに対応能力の向上に努めます。

また、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう『対応手順』を策定しており、その対応に備えています。

なお、開館時には警備員を配置し、不審者・不審物の早期発見、火災、事件・事故の発生防止、「さすまた」、「ネットランチャー」等の防犯器具も備え、事故防止に努めています。

(イ) 「嘔吐物処理マニュアル」の徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウィルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、「嘔吐物処理マニュアル」を策定しており、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ) 「感染症対応マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」の徹底

新型インフルエンザ等の感染症の流行または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、「感染症対応マニュアル」を策定し、その対応に備えています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の県内流行または拡大の恐れがある場合、県民及び利用者、来場者への感染を防ぐとともに、当財団の職員への感染の予防による運営体制の維持を図るため、『新型コロナウイルス感染症対策行動計画』を策定して対策を講じています。

(エ) 「不当要求行為対応マニュアル」の徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、「不当要求行為マニュアル」を策定し、その対応の心得等を徹底しています。

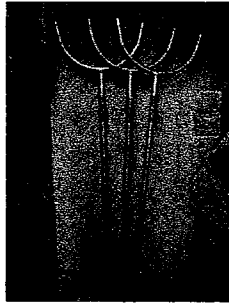
(オ) 「熱中症対応マニュアル」の徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るため、全職員が迅速に対応できるよう、新たに「熱中症対応マニュアル」を策定して対応に備えています。

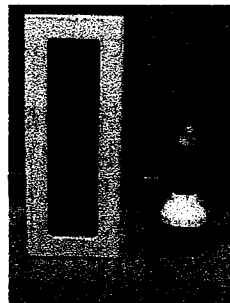
(カ) 「防犯カメラ管理・運用」の徹底

館内各所に設置された監視カメラ（記録有）を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

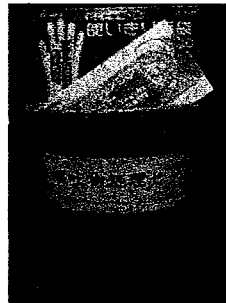
従来から、職員の危機管理意識の高揚と技術向上、さらに利用者、来館者の安全確保と安心環境を形成することを目的に鳥取警察署と連携した防犯訓練や不当要求行為等対策研修にも参加してきましたが、今後も継続して意識の高揚と技術の向上に努めます。



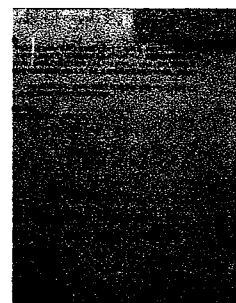
【さすまた】



【ネットランチャー】



【嘔吐物処理セット】



【嘔吐物処理マニュアル】

「鳥取県立県民文化会館 危機管理マニュアル」として一体的に整理

火災、地震、防犯、不審物、爆破予告、嘔吐物、差別落書き、感染症、不当要求行為、熱中症、防犯カメラ管理等

キ コインロッカーの管理

利用者の利便を図るためコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場の一つとなっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時体制

「鳥取県立県民文化会館危機管理方針（マニュアル）」により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ AED（自動体外式除細動器）

心肺蘇生法講習、AED講習等を定期的に行い、応急処置の習得・研鑽にさらに努めます。

なお、当会館は救急救命の知識・技術を持つ普通救命（AED）講習修了者を配置しています。（全職員修了者）

※年2回実施している防火訓練のうち、毎年必ず1回はAED（自動体外式除細動器）の実施訓練を行っています。



【AED（自動体外式除細動器）】

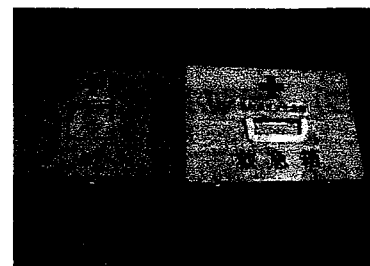
ウ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

施設利用者や職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システム（Jアラート）を活用して、緊急時に対応できるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに適切に管理運用します。

エ 緊急時に必要な備品の整備等

事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。（救急箱、担架、拡声器、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等）

また、救急搬送などの場合は、速やかな対応が求められるため、主催者と連携し、救急連絡など、利用者の方、来館者の方の安全の確保に努めます。



【救急箱】

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者の皆様に気持ちよく利用していただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めます。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化して防止します。

しかしながら、万が一苦情等トラブルが発生した場合、適時・適切に苦情を解決する必要があります。ここで組織として体系だった対応をとることによって、組織の能力・評価が高まり、利用者等の満足度の向上に繋がっていきます。これは第三者機関による評価により、継続的なプロセスの維持・改善に繋がり、高い信頼性を得られることから、国際規格「ISO10002（苦情対応マネジメントシステム）」の認証に向けて取り組むことを検討します。

ア 苦情、トラブルの未然防止

(ア) 「職員の教育の徹底」

利用者に気持ち良く利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- a いつも笑顔で爽やかな対応と清潔な身だしなみ
- b 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い
- c 心配りのある利用者の立場に立った対応（電話、窓口業務等）
- d 専門的な知識、技術の研鑽

(イ) 「定期的な施設、設備、備品の点検と巡回の実施」

- a 日ごろから設備、備品の点検を行います。
- b 定時巡回を実施し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の処置をします。

(ウ) 「利用者の声等への適切な対応」

- a 利用者からの意見が苦情やトラブルに変わらないように、常に利用者の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- b 利用者へアンケートを実施します。
- c 職員で苦情内容を共有し、統一理由での対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- d 清掃、警備、日常監視等の委託業者にも、当館のスタッフとしての意識を持って利用者の方に接してもらい、苦情等のトラブルが起きた場合は、即時協議し改善対処します。

イ 苦情、トラブルに対する対処方法

(ア) 「苦情の受付」

- a 苦情内容は、最後までよく聞き「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- b 利用者に迷惑をかけた場合は、まずお詫びし、その上で説明します。
- c 利用者との議論するのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

(イ) 「対応」

- a 万一トラブルが発生した場合、速やかに関係先に連絡を行い、迅速な処理に努めます。
- b 処理がすみ次第必ず苦情をいただいた方には結果を伝えます。
- c 寄せられた苦情については、内容、処理結果をホームページへの掲載及び館内に掲示して公開します。
- d 寄せられた苦情は、県に報告し、必要に応じ指示を受けて対応します。

(ウ) 「原因の究明」

- a 苦情処理報告書を作成し、必ず原因究明を行い再発防止に努めます。
- b 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- c 苦情処理綴りを作成し、管理運営に活かします。

(4) その他

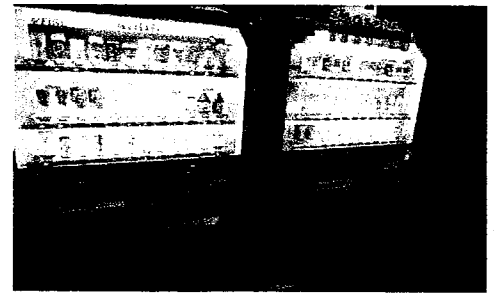
ア 自動販売機の設置

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き正面玄関等に設置することとし、設置者の決定にあたっては、公告によるプロポーザル方式により令和1年度から5ヵ年間の複数年契約を締結しています。

また、飲料等については県内産品の活用を促し、自動販売機のユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付などを審査基準に設定しているほか、社会貢献枠（売上から社会福祉団体等への寄付など）を増設しています。

なお、設置場所、設置台数については5カ所に8台を設置しています。

	設置場所	設置台数
1	正面玄関	3台
2	2階会議棟	2台
3	練習室ロビー	1台
4	梨花ホール楽屋	1台
5	駐車場側入口通路（社会貢献枠）	1台



【自動販売機コーナー】

イ AED（自動体外式除細動器）の取扱

会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。



【インフォメーション横に設置のAED】

ウ 県及び各市町村との連携等

(ア) 事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

(イ) 災害等の有事の際の連携【指定緊急避難場所及び広域福祉避難所の指定】

当館は、災害対策基本法に基づく、鳥取市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針

利用者等からいただくご意見・ご要望を、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、会館で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものは鳥取県に要望します。

また、利用者等からのご意見・ご要望を分析することで、利用者等のニーズが明確になり、満足度が向上し会館の価値が高まるものと考えます。これは苦情等トラブルが発生した場合の対応と同様に、対応の手順等を明確にしてプロセスを実践していくことが必要であるため、第三者機関による評価が得られるよう国際規格「ISO10002（苦情対応マネジメントシステム）」の認証に向けて取組むことを検討します。

(1) 要望の把握方法

ア 地域懇談会（東部・中部・西部）の開催

従来の利用者懇談会を改組し、文化芸術関係者、市町村行政関係者等から選任した委員の方と、年に2～3回地域懇談会（東部・中部・西部）を開催し、地域の意見を聴いて施設や事業の運営に的確に活かして地域密着型の事業展開とより良い会館運営を目指すとともに、地域と施設をつなぐ支援者の拡大を図ります。

区 分	地域懇談会（東部）	地域懇談会（中部）	地域懇談会（西部）
委員構成 (令和3年度)	12名	11名	15名
任 期	2年（就任から2年以内に終了する事業年度のうち最終年度の3月末日まで）		
意見交換 等の内容	次の事項に関する意見・提言 (1) 財団が実施する文化芸術事業の企画・運営等に関すること (2) 財団が管理する施設・事務所の運営等に関すること (3) 地域の文化芸術の振興を担うための財団の在り方等に関すること (4) その他目的を達成するために必要と認められること		

イ アンケートの実施

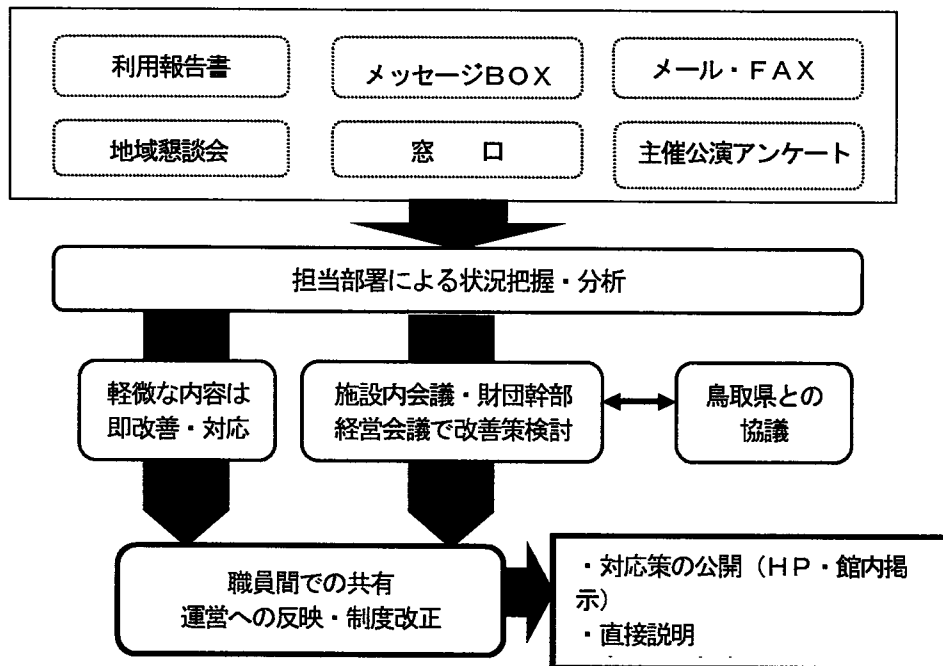
施設利用者の方には、ご利用後「利用報告書」にご意見・ご要望等をご記入いただき、鍵返却時にいただいたご意見の詳細や感想を伺います。そのほか、来館者の方のご意見をお聞きするために、館内に「メッセージボックス」を設置するとともに、窓口、電話、FAX、Eメールでも随時、意見・要望を伺います。

また、主催公演では鑑賞者の方へアンケートを実施します。

(2) 対応方針

寄せられた意見・要望等は、速やかに受付担当スタッフが目を通し、内容を聞き取ったうえ、迅速に対応します。即時対応ができない案件は、対応策を検討・協議し、適時対処します。

寄せられた意見・要望等は、全て館長が回答することを基本とし、回答は、会館のホームページへの掲載及び館内に掲示し、公開します。



(3) 利用報告書アンケート集計

利用者の皆様から、「利用者の声」をいただいておりますが「安心・安全で快適に過ごすことができ、スタッフの対応が素晴らしい」と暖かい声をたくさんいただいております。

令和2年度、令和3年度にいただいたアンケート集計結果では、以下のとおり概ね満足いただいております。

令和2年度、令和3年度（4月～12月）アンケート集計結果（一部抜粋）

アンケート項目	選択肢	令和2年度	令和3年度（4～12月）
施設の満足度	「とても満足」または「満足」	99.6%	99.2%
職員の対応（事務職員）	「とても良い」または「良い」	99.9%	99.9%
職員の対応（舞台職員）	「とても良い」または「良い」	100%	100%

2-6 文化芸術事業にかかる自己評価手法

実施事業の業績評価の公表

当財団では独自の業績評価制度を平成17年度から導入し、評価データから総合的な評価を行い、その結果は公益性ある文化事業の信頼性を高め、公的資金を活用した事業の説明責任を果たすため、実施事業の業績評価を財団事業報告書やホームページ等で公開しております。

今後、より事業実施における目的や目標の達成および成果検証に向けた評価となるよう、評価システムの充実を目的とする再構築を行い、県内における文化芸術振興に繋がります。

ア 目的

当財団の文化芸術事業実施の基本的な考え方を「文化芸術は全ての人々が使途しく参加・享受でき、文化に親しみやすい環境を作り出すこととしており、これを確実に果たすためPDCAサイクルを効率的かつ効果的に機能させるために「評価」を実施します。

イ 評価方法

評価方法は、事業実施における来場者アンケートから、効果・コスト・満足度などの量的データからの定量評価、事業の質的データからの定性評価を下記の方法で行います。

- (ア) アンケート …………… 来場者
- (イ) 事業担当者による1次評価の提出 …………… 職員、所属長（課長・部長）、館長
- (ウ) 実地検証及び2次評価 …………… 財団が指定する県内有識者
- (エ) 専門家による評価報告 …………… 研究者・学識経験者

ウ 評価主体

- 第1次評価（自己評価）財団職員
- 第2次評価（外部評価）財団が指定する県内有識者、研究者・学識経験者

エ 評価対象

- 財団が実施する以下の事業
- (ア) 新規事業および将来的に拡大を見込む事業
- (イ) 実施の必要性は高いが、課題等が多く想定される事業

オ 評価の情報公開

財団事業報告書やホームページ等で公開します。

カ 評価時期

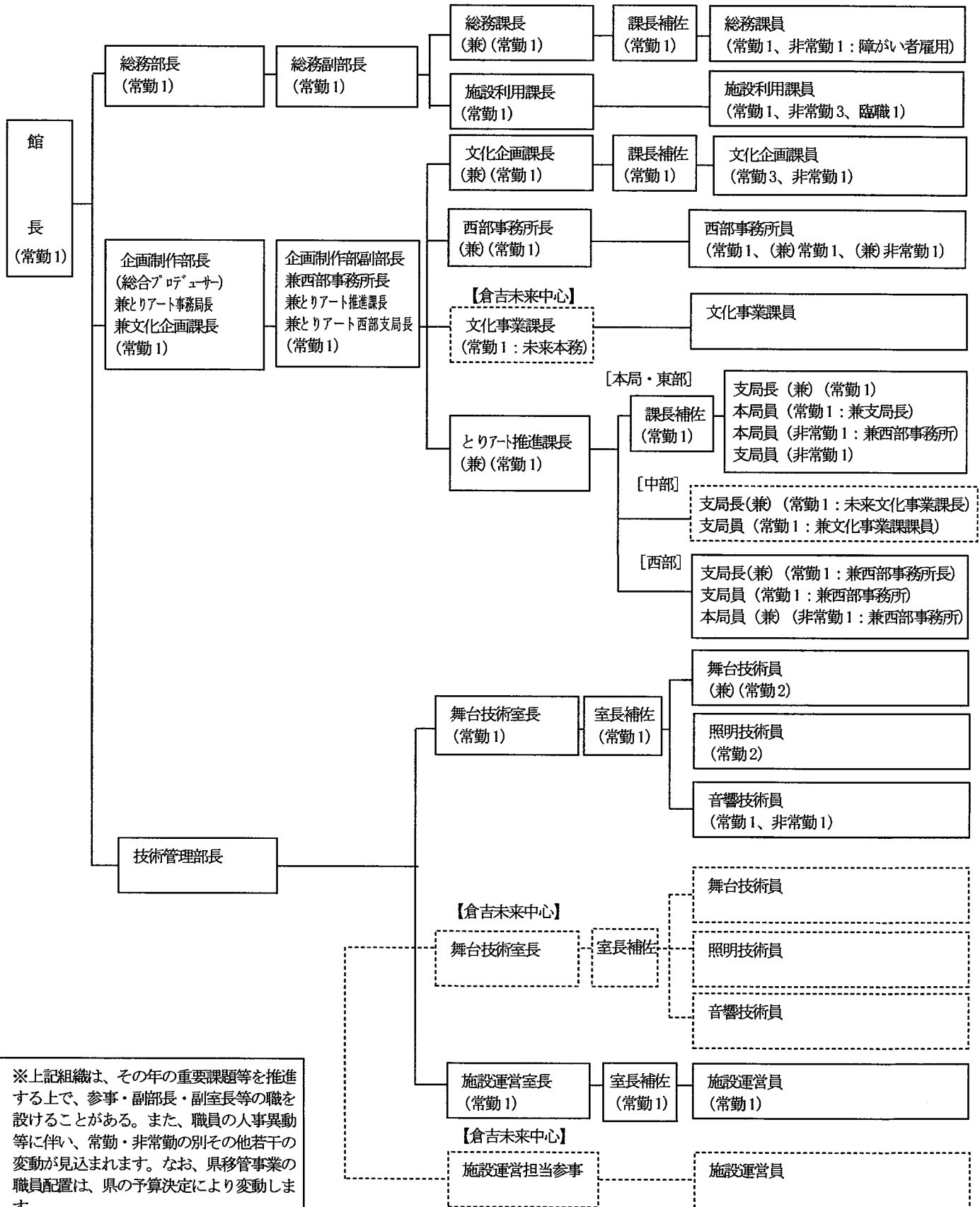
- (ア) 第1次評価：各事業終了1ヵ月後までに自己評価を実施
⇒ 可能な限り当該年度、次年度企画事業へ反映
- (イ) 第2次評価：第1次を受けて外部評価者の評価を実施
⇒ 可能な限り当該年度、次年度企画事業へ反映

キ 評価サイクルによる業務推進の徹底

PLAN（目標設定）⇒ DO（業務執行）⇒ CHECK（評価）⇒ ACTION（改善策・目標再設定・評価）を生かすためにPDCAサイクルによるスパイラルな業務推進を図ります。

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※上記組織は、その年の重要課題等を推進する上で、参事・副部長・副室長等の職を設けることがある。また、職員の人事異動等に伴い、常勤・非常勤の別その他若干の変動が見込まれます。なお、県移管事業の職員配置は、県の予算決定により変動します。

ア 実施体制の考え方

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までに、プロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

加えて、課・室のライン強化、中核職員のモチベーションアップ及び自覚と行動改革を図るため、状況に応じて課長補佐職（主幹・主査職の兼務）を設置します。

(イ) 組織体制

a 施設利用対応・総務部門

施設利用者対応は、県立施設の適切な利用許可、サービスの提供など、県民の皆様と直接関わる部署です。経験年数豊富な職員を含めたローテーション勤務でより良いサービスを実現します。

総務担当職員は、公益法人会計の経理経験を積んだ職員を配置し、法令遵守に基づく会計処理を行います。

b 文化芸術事業推進部門

文化芸術に係る事業を推進していく上で、アートマネジメント能力やコミュニケーション能力、並びに芸術分野の専門的知識を有した人材が求められます。(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する研修会等に積極的に参加して知識を習得するとともに、文化芸術事業推進の経験豊富な職員が中心となって、地域のコーディネーター役として文化振興を図ります。

c 舞台技術・施設管理部門

舞台技術部門は、実務経験豊富で、様々な資格を有した職員が運営に当たるとともに、利用者、文化活動者への技術支援を継続します。

施設の保全是、第3種電気主任技術者等の資格を有する職員を配置し、中長期的な視野で効率的な施設の維持・管理を行います。

(ウ) 中部・西部地域の事業展開

中部地域では、倉吉未来中心は中部の文化振興の拠点であり、指定管理者として一体管理し、また、拠点施設を持たない西部地域では、アルテプラザ（財団西部事務所）を開設しており、いずれも職員を駐在させます。

これにより、市町村の文化施設と連携するなどしながら、各地域のニーズを反映させ、また、蓄積したノウハウを活かしながら、効率的な事業展開を図ります。

(エ) 事業の企画・運営を推進するための体制整備

令和4年度からは地域密着の取組（アウトリーチ活動）を拡充するとともに、事業の演出効果等を高めるなど、事業内容の更なる充実を図ります。そのため、専門的知識、技術を有する舞台技術室と企画制作部が一体となって事業の企画・運営を推進するための体制を整備します。

(オ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(カ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、管理職全員参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考えの導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。

そして、その内容については全職員に周知し情報の共有を図り、全職員により一体的に運営します。

(キ) 男女共同参画等の推進

財団の業務執行における女性職員の重要性は、ますます増していますが、今後も管理職登用に向け、指導・育成に努めます。

また、「イクボス・ファミボス宣言」をしており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女がともに働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実践に継続して取り組みます。

イ 施設長人選の考え方

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続きプロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	備考
館長	常勤職員	21日	○館の最高責任者として館運営を総括する。	
総務部長	常勤職員	21日	○部の総括及び職員の人事服務に関すること等	
総務部副部長	常勤職員	21日	○部の総括及び職員の人事服務に関する補佐等	
総務課長	常勤職員	21日	○課の総括及び県その他関係機関との連絡調整に関すること等	(総務部副部長兼務)
総務課員 (課長補佐)	常勤職員	21日	○決算、会計経理、給与諸手当の支給手続に関すること等	
総務課員 (主査)	常勤職員	21日	○決算、会計経理、給与諸手当の支給手続に関すること等	
総務課員 ※障がい者雇用	非常勤職員	20日	○総務・施設利用・企画制作等の補助業務に関すること等	
施設利用課長	常勤職員	21日	○課の総括に関すること等	(総務部長兼務)
施設利用課員 (主任)	常勤職員	21日	○利用申込及び利用促進、規程等の改正に関すること等	
施設利用課員 (主事)	常勤職員	21日	○利用申込及び利用促進、施設予約システムの運用に関すること等	
施設利用課員 (主事)	常勤職員	21日	○利用申込及び利用促進、減免制度の運用に関すること等	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び拾得物の保管整理、利用状況等業務統計に関すること等	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び情報発信、会館の賑わい創出事業に関すること等	
施設利用課員	臨時的任用職員	20日	○利用申込及び総合案内(ボクサー等)に関すること等	臨時雇賃金
企画制作部長 (総合プロデューサー)	常勤職員	21日	○部の総括及び財団の芸術文化事業の企画立案や部内職員の育成・指導に関すること等	
企画制作部副部長	常勤職員	21日	○創造・育成型事業の実施に関すること等(主に西部地域)	(西部事務所長兼務) (とりアート推進課長兼務)
文化企画課長	常勤職員	21日	○課の総括に関すること等	(企画制作部長兼務)
文化企画課員 (課長補佐)	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	
文化企画課員 (主査)	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	
文化企画課員 (主任)	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	
文化企画課員 (主任)	常勤職員	21日	○育成・創造型事業・鑑賞事業に関すること等	

職種（職名）	雇用関係	月 勤務 日数	担当する業務内容	備 考
文化企画課員	非常勤職員	20日	○鑑賞事業、情報誌に関する事等	
西部事務所長	常勤職員	21日	○西部事務所の総括及び西部開拓及び西部地区における創造・育成型事業の実施に関する事等	（企画制作副部長兼務） （とりアート推進課長兼務）
西部事務所員 （文化企画課員） （主任）	常勤職員	21日	○西部開拓及び西部地区における創造・育成型事業の実施に関する事等 ○とりアート西部支局業務に関する事等	（とりアート推進課 西部支局員）
文化事業課長 （未来中心駐在）	常勤職員	21日	○倉吉未来中心等県中部で行われる財団主催芸術文化事業の実施に関する事等	財団運用益
文化事業課員 （未来中心駐在） （主任）	常勤職員	21日	○とりアート中部支局業務に関する事等	（とりアート推進課 中部支局員）
とりアート 事務局長	常勤職員	21日	○とりアート本局との連絡調整に関する事等	（企画制作部長兼務）
とりアート 推進課長	常勤職員	21日	○とりアート推進課の総括に関する事等	県補助金
本局員 （課長補佐）	常勤職員	21日	○とりアート本局業務に関する事等	県補助金
本局員 （西部事務所）	非常勤職員	20日	○とりアート西部支局業務に関する事等	県補助金
東部支局長	常勤職員	21日	○とりアート東部支局の総括に関する事等	（とりアート本局員兼務）
東部支局員	非常勤職員	20日	○とりアート東部支局業務に関する事等	県補助金
中部支局員 （主任）	常勤職員	21日	○とりアート中部支局業務に関する事等	県補助金
西部支局長	常勤職員	21日	○とりアート西部支局の総括に関する事等	（とりアート推進課長兼務）
西部支局員 （主任）	常勤職員	21日	○とりアート西部支局業務に関する事等	県補助金
技術管理部長	常勤職員	21日	○舞台技術室及び施設運営室の総括、職員の技術力の育成指導に関する事等	（空席）
舞台技術室長	常勤職員	21日	○室の総括、職員の技術力の育成指導に関する事等	
舞台技術員 （室長補佐）	常勤職員	21日	○各設備の保守管理・営繕・改修の総括及び舞台設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関する事等	
照明技術員 （主幹）	常勤職員	21日	○照明設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関する事等	
照明技術員 （技師）	常勤職員	21日	○同 上	
音響技術員 （主査）	常勤職員	21日	○音響設備の利用と維持管理、及び舞台技術の相談・助言・提供に関する事等	
音響技術員	非常勤職員	20日	○同 上	
施設運営室長	常勤職員	21日	○三館の施設管理の調整、施設設備の総合保守管理、営繕、防災に関する事等	
施設運営員 （主査）	常勤職員	21日	○電気設備・駐車場・防災設備の保守管理に関する事等	
施設運営員 （主任）	常勤職員	21日	○保守点検に係る契約、会館の賑わい創出事業に関する事等	

※県委託料ではなく他の財源（県補助金、財団運用益）から充てる職員も含んでいます。

(3) 日常の職員配置

ア 職員配置の考え方

労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、県民や利用者の皆様の施設として満足していただけるよう、サービス水準の維持向上と経費節減などに考慮した効率的な職員配置に引き続き努めます。

イ 中間時間対応者の配置の充実

施設利用が入れ替わり手薄になりがちな昼間(12:00~13:15)の時間帯及び夜間(18:00~)以降の受付時間(17:30~18:00)帯の勤務シフトを整えており、利用の実態に併せた利用者サービスの向上に努めます。

ウ 夜間受付対応者の配置

夜間利用者への対応、夜間受付事務への対応などのため、夜間受付対応者(遅番)を2名以上配置します。

エ 早朝対応者の配置

利用者の要望により早朝開館が必要な場合は、利用内容に併せ必要に応じて早朝対応者を配置します。

オ 受付事務のバックアップ体制

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部及び企画制作部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、利用者の皆様へのサービス向上に努めます。

カ 役職者の配置

当日の利用申込みの審査や利用者からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時(8:30~17:30)には、原則として課長級以上の職員を配置します。

キ ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込みを行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制では対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、倉吉未来中心の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置などにより対応します。

ク 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、日中時(8:30~17:30)には施設管理担当職員を事務室内に1名以上配置します。

また、夜間時(17:30~22:00)は、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、梨花ホールにおいて大規模催事(概ね1,000人以上)が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名を追加配置します。

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用については、財団は常用労働者43.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を雇用しているところです。会館業務の全般に関わる補助業務に携わり、一員を担っており継続して雇用します。

また高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するため、今後、検討することとしています。

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

(令和4年2月現在)

実務経験	人数	主な実務の内容
6年	1	施設設備の総合保守管理、営繕、防災、三館（県民文化会館・図書館・公文書館）の調整
6年	1	電気設備等の施設設備の維持、保守管理
1年	1	清掃、警備、植栽の維持、保守管理

イ 維持管理業務に関する資格を有する保有状況

(令和4年2月現在)

資格の名称	資格の概要	人数
1級建築士	建築基準法及び消防法上の建築物及び建築設備である舞台設備（舞台機構、音響、照明、映像）の営繕計画及び指導に関する資格（国家資格）	1
建築物環境衛生管理技術者（ビル管）	建築物の環境衛生の維持管理に関する監督ができる	2
第3種電気主任技術者	事業用電気工作物の工事、維持、運用に関する保全監督させるための技術責任者	1
エネルギー管理士	エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視	1
第2種電気工事士	（会館においては、認定電気工事士となる） 上記工事士及び電気主任技術者の監督下で電気工事が施工できる ※1名再掲	2
危険物取扱者乙種4類	主としてガソリン等の揮発性燃料の取扱い及び管理監督ができる	2
2級ボイラー技士	2級ボイラー技士は伝熱面積の合計が25㎡未満のボイラーを取り扱うことができる	2
第2種冷凍機械責任者	1日の冷凍能力が300t未満の製造施設における製造にかかわる保安監督が可能	1
低圧電気取扱者安全衛生特別教育修了者	低圧電力従事者の労働安全衛生法に基づく定期保安講習修了者で、低圧電力の作業が安全にできる ※1名再掲	2

(6) 文化芸術事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア (公社)全国公立文化施設協会、(一財)地域創造、その他団体が実施する研修会への過去の参加実績

文化芸術及び舞台技術に係る研修に積極的に参加するとともに、管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねています。

【文化芸術及び舞台技術に係る研修】

(令和4年2月現在)

(公社)全国公立文化施設協会関係	
・全国公立文化施設協会研究大会	・全国劇場・音楽堂等舞台技術職員研修会
・全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会中四国地域「舞台技術研修会」
・全国公立文化施設協会中四国地域アートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研修会
(一財)地域創造関係	
・文化政策幹部セミナー	・ステージラボ「公立ホール・劇場マネジャーコース」
・ステージラボ各セッション	・劇場・音楽堂等人材養成講座
・地域劇場のためのアートマネジメント研修会	
その他団体関係	
・愛知県舞台技術者セミナー	・島根県舞台技術研修会
・GrandMAonPCCO MANDWING 初級トレーニング	・鳥取県文化施設協議会自主企画事業及び施設管理業務合同研修会、舞台技術研修会
・しまね地域文化コーディネーター人材育成研修	・兵庫県立芸術文化センター「舞台技術セミナー」
・しまね「ステージテクニカルアカデミー」	・舞台、テレビジョン照明のための公開講座
・(公財)日本芸能実演家団体協議会「国内専門家フェローシップ制度」	

※文化芸術及び舞台技術に係る主な研修のみ記載。

【その他研修】

その他、下記の管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねている。

・接遇・クレーム対応研修	・管理者・責任者のためのコミュニケーション講座
・産業保健セミナー（メンタルヘルス等）	・女性のキャリアアップ応援セミナー
・健康づくりセミナー	・若手社員セミナー
・環境マネジメント（TEAS）研修	・安全衛生推進者養成講座
・公益法人税務・会計セミナー	・KYT（危険予知訓練）研修
・コンプライアンス研修会	・あいさポーターステップアップ研修
・ユニバーサルデザインセミナー	・ヒューマンエラー防止対策研修
・障がいのある方とともに働くためのセミナー	・販促マーケティングセミナー
・ボランティアコーディネーター養成研修会	・人事管理者セミナー
・労務管理セミナー	・鳥取県PPP/PFI 推進地域プラトホームセミナー
・不当要求行為等対策責任者研修	・とっとり障がい者仕事サポーター養成講座
・公益法人制度運営セミナー	・新入社員（雇入れ時）安全衛生教育
・とっとりエコサポーター養成講座	・女性リーダースキルアップ研修
・保全業務マネジメントセミナー	・フルハーネス型墜落抑止用器具作業者特別教育
・リスクアセスメント担当者研修	・産業廃棄物適正処理実務者研修
・クレーム対応講座	・筆談セミナー
・とっとり県民カレッジ連携講座	・甲種防火管理再講習

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

（令和4年2月現在）

実務年数	人数	主な実務の内容
28年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術、舞台音響技術、映像技術の提供と支援 制作作品の統括、進行管理、予算管理、委託者との調整、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整
20年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術、舞台音響技術、映像技術の提供と支援 制作作品の統括、進行管理、予算管理、委託者との調整、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整
14年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台照明技術、舞台音響技術の提供と支援 進行管理、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整、予算管理
10年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台音響技術、映像技術の提供と支援 進行管理、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整、予算管理
5年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台照明技術の提供と支援 出演者への助言及調整、予算管理
3年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台音響技術の提供と支援 出演者への助言及調整

ウ【舞台技術に関する資格の保有状況】

(令和4年2月現在)

資格の名称	資格の概要	人数
第3種電気主任技術者	事業用電気工作物の工事、維持、運用に関する保全監督させるための技術責任者(国家資格)	1
FATECメンテナンス資格修了者	舞台機構設備に使用されているインバータ制御、コンピュータ制御関係に関する資格(講習修了)	1
昇降機検査資格者	舞台機構設備に使用されている昇降装置(吊物、迫り、客席天井、可動プロセニウム)に関する資格(講習修了)	1
1級舞台機構調整技能士(音響調整作業)	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格(国家資格)	1
1級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本音響家協会認定資格)	1
2級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本音響家協会認定資格)	1
3級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本音響家協会認定資格)	1
1級舞台照明技術者	舞台照明の業務運用、演出効果に関する資格((一社)日本照明家協会認定資格(技能認定))	2
玉掛け技能者	吊物(美術道具、照明器具、スピーカ)に関する資格(国家資格)	6
巻上機運転者	舞台設備(舞台機構:巻取ドラム式ライトバトン、舞台音響:吊マイク装置)に使用されている吊物機構に関する資格(特別講習終了)	4
小型移動式クレーン運転技師	舞台上にセット等を吊下げ・昇降させる際に、周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能に応用(講習終了)	2
甲種防火管理者	消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者(講習終了)	2
消防設備士甲種4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備の工事・整備・点検ができる	1
安全管理者	安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する者	1
フルハーネス型墜落防止用器具特別教育修了者	フルハーネス型墜落防止用器具を用いて行う高所作業が安全にできる	5
足場の組立て等業務特別教育修了者	足場が原因の労働災害を防止する目的の資格で、足場の組立て作業が的確・安全にできる	1

(7) 人材育成

県民、利用者の皆様に高品質のサービスを安定・継続的に提供するとともに、より効率的な運営を推進していくためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力を一層向上させ、人的資源を最大限活用できるシステムづくりが必要であるため、職員研修については体系立て、職員に対する研修の強化をはじめ人事給与制度や勤務評定制度の充実など、人材育成に向けて取り組んでいます。

ア 人材育成のフレーム

限られた人材のスキルアップのためには、中長期的視点に立った計画が求められます。中長期的に人材を育成するには、現在の指定管理者制度は期間的に安定感を欠き難しい面もありますが、3年～5年を目安に計画を立てて進めています。

組織のミッション及び事業計画を実現するために、どのような能力や価値観を持つ「人材」が求められるのか、まずはイメージし、その方針を「職階ごとに期待される職員像」として定義し、具現化します。

イメージ

施設の設置目的から

県民文化会館＝県民の文化の振興を図る

倉吉未来中心＝人と人の交流を促進し地域の活性化を図る

財団定款から

組織の目的＝県民文化の育成と振興、文化活動の場の提供、自主的な活動の支援、人と人との交流、地域の活性化



心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現



- 上記の目的達成から導かれるホールが担う役割＝貸館から創造へ（舞台芸術や音楽等を創造、地域の活性を）
- ホール自らが主体となり創造していく拠点施設（創造型施設）となること
- 創造型施設を支えるための専門性を備えた職員の配置＝不可欠な条件



- 求められる職員＝
 - ・施設や設備が備える可能性や機能を最大限に活かすことのできる専門性
 - ・創造的活動を実践していく上で必要とされる専門性その具体：
 - ・施設や地域の特色を加味した事業の企画提案できる専門職員（プロデューサー等）
 - ・創造的活動を行うための専門職員（制作、教育普及、広報宣伝、営業等）
 - ・舞台設備の管理だけでなく、舞台設備を有効に活かした創造活動のできる専門職員（舞台監督、照明プラン、音響プラン等の舞台技術者）
 - ・法令・規則に準拠した活動のできる知識と技能（資格）を有し、施設の安全性や非常時を想定した様々な手続きが可能な専門職員

イ 研修の強化

(ア) 接客能力の向上

県民、利用者の皆様へのサービスに直結する受付、応対能力の向上を図るため、効果的な接客研修を全職員対象に実施します。

(イ) アートマネジメント能力の向上

文化芸術に係る事業を推進していく上で必要不可欠なアートマネジメント能力の向上については、(一財)地域創造や(公社)全国公立文化施設協会等の主催する研修等への積極参加により対応します。

(ウ) 舞台技術能力の向上

ホール利用者への技術提供や舞台創造部門を担う舞台技術職員の技術力向上については、(公社)全国公立文化施設協会主催の舞台技術研修をはじめ各地で開催される専門セミナーへの積極参加により対応します。

(エ) 管理職養成の強化

経験年数を経た職員や管理職にある職員への効果的な研修を進めることとし、各種団体が開催する管理職養成講座等への積極的な受講を進めます。

(オ) その他管理運営能力の向上

人権研修、個人情報保護研修、会計事務研修などの管理運営上必要不可欠な各種研修についても、形骸化させることなく常に効果的な内容となるよう充実します。

また、研修の実施にあたっては、スキルアップだけでなく職員の意識改革や研修経費の節減等も視野に入れ、鳥取県公社事業団等職員互助会或いは県域の類似団体との連携による研修の共同実施（各団体に共通する内容のもの）をするなど検討します。

ウ 意欲向上策

(ア) 勤務評定制度の充実

職員の勤務意欲を一層向上させるため、職員の能力や勤務態度・実績等に応じて給与や昇格を決定する制度にしています。本制度については、人材育成の視点にも十分配慮しながら、評定内容の充実、面接指導の実施など個々の職員の能力向上に一層活かします。

なお、今後は鳥取県の例に準じて、給与制度と勤務評定制度の整合性と有効性が図られるよう見直しを検討していきます。

(イ) 管理職の執務姿勢自己診断援助制度

管理職の執務姿勢の向上や自己啓発・研鑽に役立てるため、部下職員からの勤務姿勢診断（援助）制度を導入しています。

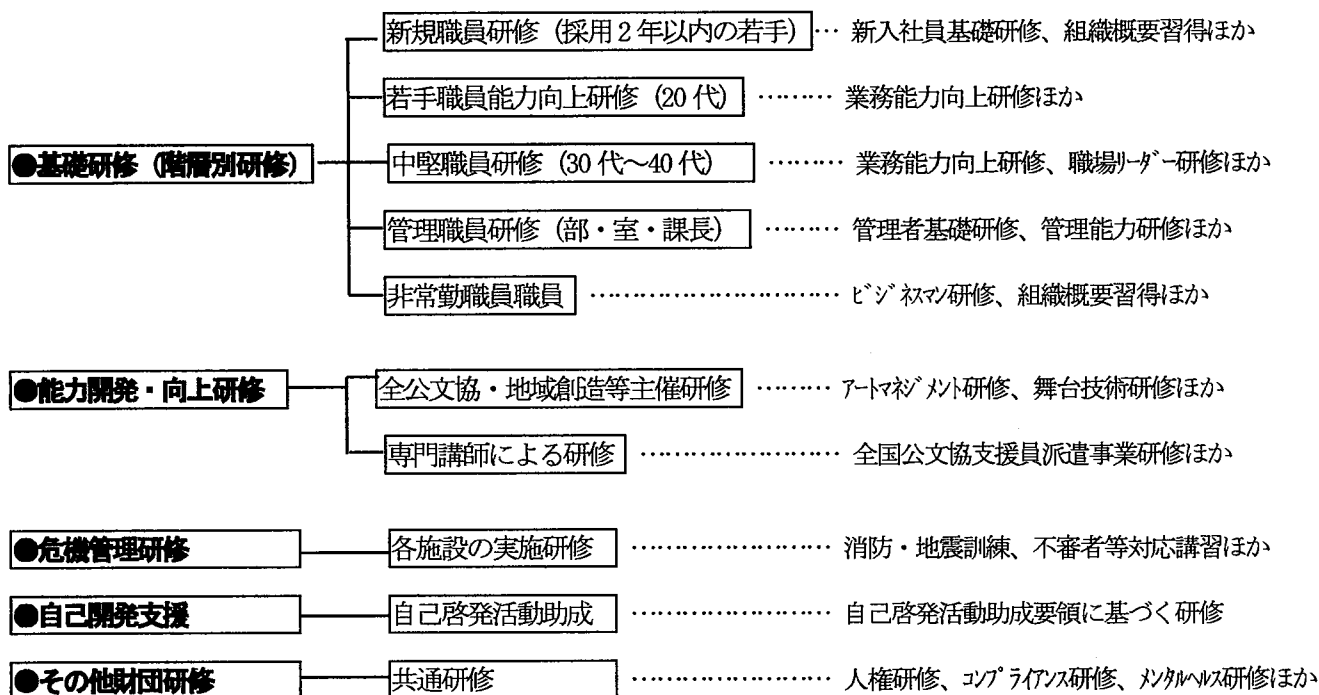
(ウ) 自己開発支援制度

自己啓発活動助成制度を導入しており、職員自らが業務に必要な研修受講を企画し、また能力向上に資する資格取得を希望する場合に受講費や受験費の助成を行い、職員の積極性を促す環境づくりを進めています。

また、キャリアアップを待遇面へ反映させる仕組みも継続的に検討します。

《職員研修システム》

- 【定義】 a 専門知識・技能 b 対人関係 c 概念化（課題発見及び解決） d 自己スキルアップ
【教育訓練】 a OJT=実地研修 b OFF-JT=外部研修 c 自己啓発=知識・技術スキルアップ



4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

特になし。

5 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者43.5人以上の事業者であり、
 - 法定雇用率を達成している。
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、
 - 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

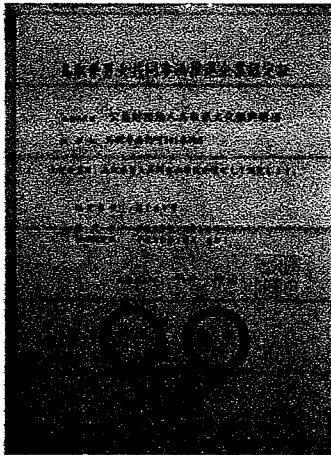
(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業認定されていない。

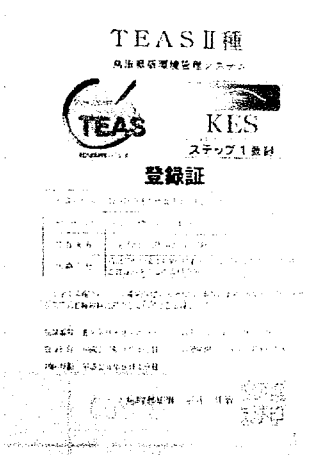
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001 又は TEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

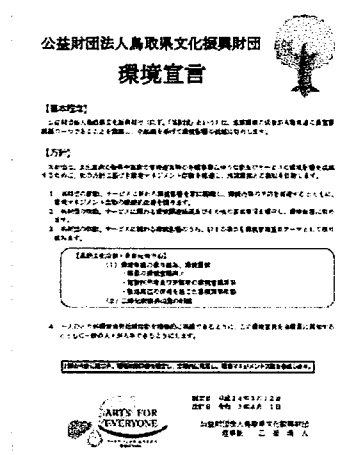
- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。



【男女共同参画推進企業認定証】
 (初回認定：平成20年10月2日)
 (更新認定：平成27年2月16日)



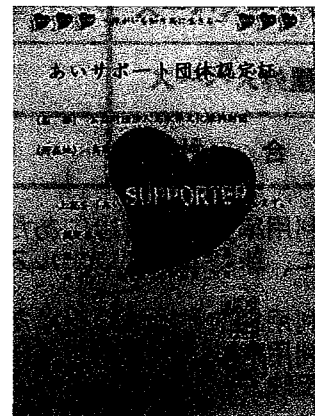
【TEASⅡ種認定登録証】
 (初回登録：平成24年9月19日)
 (更新登録：平成30年9月18日)
 (有効期限：令和3年9月18日)
 *新型コロナウイルス感染症の影響により有効期限の延長を認める決定を受けて運用中。



【鳥取県文化振興財団環境宣言】
 (制定日：平成24年3月12日)
 (第15版：令和3年4月1日)

(4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



【あいサポート団体認定証】
 (認定：平成26年5月21日)

令和4年度鳥取県立県民文化会館利用率・利用者数見込

区分 施設	利用率見込 (%)	利用者数見込 (人)	備 考
梨花ホール	53.0	84,500	
小ホール	56.0	24,500	
リハーサル室	76.0	9,700	
第1練習室	89.0	1,600	
第2練習室	77.0	2,000	
第3練習室	81.0	3,100	
第4練習室	84.0	5,200	
展 示 室	72.0	28,100	
第1会議室	50.0	13,600	
第2会議室	70.0	11,400	
第3会議室	35.0	2,300	
第4会議室	80.0	8,100	
第5会議室	73.0	3,700	
第6会議室	64.0	2,800	
第7会議室	56.0	1,600	
第8会議室	64.0	1,600	
会議準備室	30.0	300	
フリースペース	54.0	31,100	
屋外スペース	5.0	600	
合 計	—	235,800	令和3年度利用者数見込168,520人

※利用率見込の算出にあたっては、平成30年度、令和元年度、令和3年度の利用率の平均値を基に、新型コロナウイルス感染症の影響による利用減（5%減少）を反映。

※利用者数見込の算出にあたっては、平成30年度実績、令和元年度実績、令和3年度実績見込の利用者数の平均値を基に、新型コロナウイルス感染症の影響による参加者等減（10%減少）を反映。